

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

令和7年2月21日（金）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告

図書館ビジョンの具体化に向けた取組の進捗状況について
横浜市ESD推進コンソーシアム交流報告会の報告について
いじめ問題に関する取組と横浜市いじめ防止基本方針への反映について
いじめ重大事態の調査結果と再発防止の取組について

3 審議案件

教委第49号議案 審査請求に対する裁決について
教委第50号議案 教育委員会事務局職員の人事について
教委第51号議案 教職員の人事について

4 その他

教育委員会定例会 一般報告

1 市会関係

- 1/28 本会議（第1日）会期決定
- 2/7 本会議（第2日）一般議案上程・質疑・付託、予算上程・説明
- 2/13 こども青少年・教育委員会（教育委員会関係）
- 2/18 本会議（第3日）一般議案議決、予算代表質疑
- 2/20 本会議（第4日）予算関連質疑、予算特別委員会設置・付託

2 市教委関係

(1) 主な会議等

- 1/25 横浜市E S D推進コンソーシアム交流報告会
- 2/10 第104回全国高等学校ラグビーフットボール大会において優勝された桐蔭学園高等学校ラグビー部の選手等による横浜市長表敬訪問
- 2/14 令和6年度横浜市教育委員会表彰式
- 2/18 「はまっ子未来カンパニープロジェクト」学習発表会

(2) 報告事項

- 図書館ビジョンの具体化に向けた取組の進捗状況について
- 横浜市E S D推進コンソーシアム交流報告会の報告について
- いじめ問題に関する取組と横浜市いじめ防止基本方針への反映について
- いじめ重大事態の調査結果と再発防止の取組について

3 その他

図書館ビジョンの具体化に向けた取組の進捗状況について

「横浜市図書館ビジョン」の具体化に向けた取組の進捗状況について報告します。

1 新たな図書取次所の開設

市立図書館の予約した本の貸出しと返却ができる「図書取次所」を、都筑区にある商業施設「ららぽーと横浜※」内に開設します。

(1) 開設

ア 運営開始 : 令和7年3月29日(土)

(3月29日(土)～31日(月)は、午前10時～午後2時の運営)

イ オープニングイベント

① 地域のボランティアによる絵本の読み聞かせ会(ららぽーと横浜2階 芝生広場)

3月29日(土)・30日(日)

午前10時30分～、11時30分～、12時30分～(各回20分程度)

② 企画展示「よんでみようこんな本」(図書取次所内)

「おひざにだっこで楽しむ絵本」など図書館おすすめ本リストをもとに、乳幼児から小学生向けの本を紹介

(2) 概要

場 所 : ららぽーと横浜3階 北側駐車場出入口付近(面積 約120㎡)

時 間 : 平日 午前10時～午後8時、土日祝休日 午前10時～午後9時
(ららぽーと横浜の物販・サービス店舗と同じ)

休 所 日 : 年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)、ららぽーと横浜の休館日

(3) 愛称の決定

愛 称 : 「つづきの本ばこ」

開設にあたり、令和6年10～11月に愛称投票を行いました。合計で3,589票の投票があり、最も得票の多かった「つづきの本ばこ」に決定しました。

(4) 特徴

- ・子どもが寝ころびながら本を読んだり、読み聞かせができたりするスペースを設置
- ・ららぽーと横浜内にある地域子育て支援拠点や書店と連携した取組を検討

【「つづきの本ばこ」完成イメージ】



参考 子どもの読書スペース
イメージ写真



参考 日吉図書取次所展示風景

※三井ショッピングパークららぽーと横浜(都筑区池辺町4035-1)

<裏面あり>

2 のげやま子ども図書館の整備

中央図書館1階を、親子連れや子どもたちが楽しく学べる、居心地の良い「のげやま子ども図書館」として整備します。

(1)「おやこフロア」

北側部分(約300㎡)において、未就学児を対象とした「おやこフロア」の整備を進めています。令和6年9月に着工し、令和7年春の開館に向け、現在、工事を行っています。

(2)「子どもフロア」

南側部分(約1,500㎡)において、主に小学生を対象とした「子どもフロア」を整備するため、現在、設計作業を進めています。

ア 対象者等へのヒアリング

設計を進めるにあたり、小学生(本町小学校)アンケート(令和6年7月)、障害者のご家族や支援者へのヒアリング(令和6年6月)等を実施し、ご意見を伺いました。

イ 設計のポイント

- ・靴を脱いで動き回ったり、本棚に囲まれて落ち着いて読書ができるなど、子どもたちが自由なスタイルで過ごせる空間づくり
- ・利用者同士が飲食しながら会話や読書ができるラウンジを整備
- ・映像投影により絵本の世界への没入体験ができるなど、デジタル技術を活用した仕掛け 等

(3) スケジュール

令和7年3月 基本設計完了

令和7年4月 実施設計着手

令和7年度末 着工予定

令和8年度末 整備完了予定

【「子どもフロア」検討イメージ】



※ イメージ図であり、今後の設計、工事のなかで一部変更する場合があります

横浜市 ESD 推進コンソーシアム交流報告会

「ヨコハマ_ラーニング・コンパス」～私たちが望む未来へ教育を進める～

ESDとは「地球規模の課題を自分事として捉え、その解決に向けて自ら行動を起こす力を身に付けるための教育」です。横浜市では文部科学省の事業に平成28年度から9年間採択され、市立学校においてESDを推進しています。

横浜市ESD推進コンソーシアム協議会は、学識経験者・ユネスコスクールの学校長・教育委員会事務局によって組織され、モデルとなるESD推進校とともにカリキュラム開発に取り組み、毎年1月に交流報告会を実施しています。

1 日時

令和7年1月25日(土)【児童生徒の部】9:30～12:00
【教職員の部】13:30～16:45



2 テーマ

「ヨコハマ_ラーニング・コンパス」～私たちが望む未来へ教育を進める～

3 横浜市ESD推進コンソーシアム交流報告会(児童生徒の部)

(1) 目的

- ・今年度の学習活動のまとめとして発表を行って自分たちの活動を振り返るとともに、他校の活動やSDGsについて多様な考え方を知ることを通して、これからの学習活動や自分の行動について考えるきっかけにする。
- ・各校の教育活動を第4期柱2施策2^{※1}の視点で振り返り、持続可能な社会の創り手育成を通して「ともに未来を創る」ことの価値を再認識するとともに、今後の教育活動をよりよくする視点について意見をもったり表現したりする。

※1 横浜教育ビジョン2030のアクションプランである第4期横浜市教育振興基本計画の柱2「ともに未来をつくる力の育成」施策2「持続可能な社会の創り手育成の推進」に基づいてESD推進事業を実施。

(2) 会場

横浜市技能文化会館 2階多目的ホール

(3) 参加者

- ・ESD推進校の児童生徒(約100名)
(幸ヶ谷小学校、みなとみらい本町小学校、三保小学校、旭小学校、羽沢小学校、大門小学校、永野小学校、市ヶ尾中学校、希望が丘中学校、南希望が丘中学校、西本郷中学校、東高等学校 計12校)
- ・よこはま子ども国際平和プログラムピースメッセンジャー^{※2}(1名)
- ・参加校の保護者(約40名)
- ・横浜市立学校教職員(約40名)
- ・ESD関係者(約20名)
(教育委員、研究者、他自治体、企業、事務局)



※2「よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト」の本選で市長賞を受賞した小・中学生4名のことで、市代表としてニューヨークの国際連合本部へ派遣され、ピースメッセージを届ける等の活動を行います。

(4) 内容

【ポスターセッション】 9 : 40~10 : 30

各校が今年度の取組について発表し合い、質問や感想を交流しました。内容は「フードドライブの取組」「町の魅力をアピールするカルタづくり」「地域防災」「古着 de ワクチン」「自給率UPで未来を救う」など様々でしたが、全体感想交流では「どの学校も取組は違うけど、SDG sにつながる取組をしている」「地域の人や企業の人たちと課題を解決するために一緒に取り組んでいることが共通している」といった感想が参加した児童生徒から出ました。

児童生徒は、自分たちが探究してきたことや伝えたいことを、初めて会う人にも伝わるよう、模造紙やポスター、I C T端末、実物を使って工夫して発表しており、参加した児童生徒だけでなく、大人にとってもこれからの自分の行動について考える時間になりました。



【ともに未来を創るワークショップ】 10 : 40~12 : 00

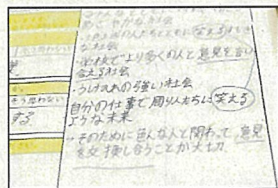
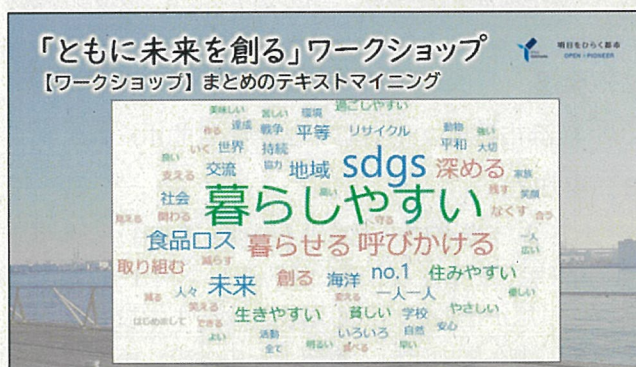
中学生・高校生をファシリテーターとして18グループに分かれ、「私たちが望む未来へ教育を進める」をテーマにグループ活動をしました。事前アンケートを基に、自分の学校の活動や今自分が行っているSDG sにつながる取組を共有し、そのうえで「ともに未来を創る」という視点で、学校でできることについて話し合いました。

話し合いの記録をテキストマイニングという分析ツールにかけたところ、児童生徒は「暮らしやすい」「生きやすい」「住みやすい」「過ごしやすい」といった未来を望んでいることがわかりました。これは「ウェルビーイング」に含まれる概念だと考えられます。



交流報告会のまとめとして、国立社会保障・人口問題研究所の佐々木織恵氏と教育委員の森祐美子氏から話をいただきました。

学校教育を通して「ともに未来を創る」ことの価値を再認識するとともに、こどもの意見表明を今後の教育に生かしていくことの大切さを考える時間になりました。



【講演と協議】14：35～15：50

国立社会保障・人口問題研究所の主任研究官である佐々木織恵氏による講演「これからのE S Dをこどもの意見表明とアンラーンから考える」を受けて、子どもたちが望む学びや学校をどのように実現していけるかについてグループ協議を行いました。



参加者の発言より

教師として、教えなきゃいけないことは教えなきゃいけない。

だからこそ、大人の「当たり前」を押し付けないようにしたい。

時代が変わっているのに、同じことをしていても衰退するだけだからこそ、アンラーンが大切だと思う。

体験や経験を通して感じた子どもの「気付き」は、「伝えたい」という欲求につながっていくのではないかな。学校も企業も外部人材とのつながりを通して、互いの課題を解決していくことができるとよい。



【振り返り】16：00～16：35

「ともに未来を創るために、あなたが考える“学校の役割”とは」という問いに対し、参加者からは「教師（大人）が子どもと目線を合わせて一緒に考えたり試行錯誤したりしながらトライアンドエラーできる時間こそが大切であり、“ともに未来を創る”ことにつながるのではないかな。」という回答がありました。また、テキストマイニングによると「アンラーン」「つながり」「子ども」といった単語を使って、考えを深めた参加者が多くいました（図3）。

交流会のまとめとして、国立社会保障・人口問題研究所の佐々木織恵氏と教育委員の森祐美子氏に講評をいただき、「ともに未来を創る」ための学校の役割には子どもが意見を表明することのできる機会の創出、子どもの思いを受け止めること、多様なステークホルダーとのつながりといった視点が重要であると感じることができた時間になりました。

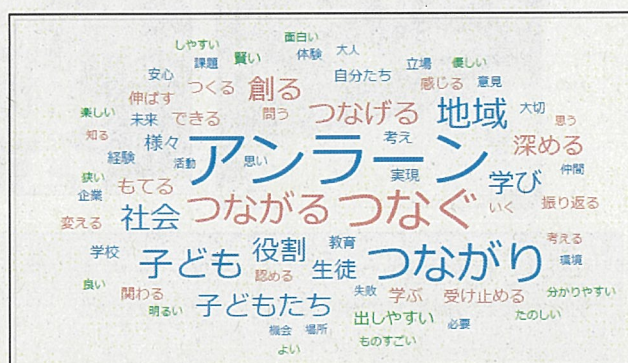


図3：テキストマイニング（実施後に再分析）
「ともに未来を創るために、あなたが考える“学校の役割”とは」



いじめ問題に関する取組と横浜市いじめ防止基本方針への反映について

いじめ問題については、令和6年8月に、未然防止から要調査までの4つの段階に応じた14の再発防止策を策定し、取り組んでいるところですが、現在の取組状況と今後の方向性等について、ご説明します。

1 現在の取組状況と今後の方向性

増加するいじめ事案に迅速かつ適切に対応するための体制検討を進めた結果、令和7年度から教育委員会事務局内に『不登校支援・いじめ対策部』を新設します。

不登校支援・いじめ対策部では、「いじめ対応情報管理システム」等を通じて一元化した情報をもとに、専門家の知見を積極的に取り入れながら、一人ひとりの児童生徒に寄り添ったいじめ防止対策を推進するとともに、区役所・児童相談所を含めた関係機関等との連携を強化します。

(1) 情報共有の徹底と早期発見の取組強化

いじめ事案の概要や対応状況を一元的に管理するためのいじめ対応情報管理システムの構築を進めており、令和7年4月に稼働する見込みです。

このシステムにより、学校内や、学校と教育委員会事務局の間で迅速に情報を共有することが可能になるとともに、教職員等の事務負担の軽減を図れることから、法に沿った対応の徹底につなげます。

その他、1人1台端末を活用した学習ダッシュボード「横浜 St☆dy Navi」による、SOSの早期察知の取組として、心の健康観察終了後に学校外の相談窓口の案内が表示されるようシステム改修を行い、児童生徒が端末からチャット相談などにつながれるようにしました。

今後は、心の健康観察の結果に応じて、教職員が声かけや見守りの必要性に気付くためのアラート情報の精度向上や、子どもたち一人ひとりが話しやすい教職員に相談できる仕組みの検討などに取り組みます。

(2) 法に基づくいじめ重大事態調査の確実な実施

不登校支援・いじめ対策部において、新たに会計年度任用職員として、子どもを守るための指導・助言を行う弁護士を複数名雇用し、いじめ対応情報管理システムの情報を活用した重大事態の判断や、調査におけるヒアリング等を担います。

また、当該弁護士を含めた専門チームで、児童生徒の支援に向けたアセスメントを行い、学校での対応が困難となっている事案を中心に、学校教育事務所等と連携しながら早期支援に取り組みます。

さらに、いじめ重大事態調査については、いじめ問題専門委員会の委員を拡充することで、自死事案など第三者による専門的な調査が必要となる事案について、公平・中立な調査を徹底します。

(3) 市長部局や関係機関等との連携強化

令和6年10月より関係区局間（教育委員会事務局、区役所、こども青少年局等）での連携強化の検討を進めており、区役所の「こども家庭相談」や「よこはま子ども・若者相談室」（LINE相談）などの活用や、事例等を用いた研修による連携の促進などに取り組みます。引き続き、関係機関（警察、青少年育成団体、保護者代表、児童相談所等）や地域との連携を強化しながら、いじめ防止対策に取り組みます。

不登校支援・いじめ対策の総合的な取組

- 未然防止
- 早期発見・対応
- 多様な情報の一元化と共有の迅速化
- 機動的・実効的な調査
- 関係機関、地域との連携推進

組織体制の強化

【新設】不登校支援・いじめ対策部

- ・方面別や校種別の不登校支援といじめ調査の体制拡充
- ・法に沿った対応強化のための非常勤弁護士の新規配置

デジタルの活用

- ・こころの健康観察等を活用した SOS 早期察知
- ・いじめ対応情報管理システムの導入

居場所の拡充

- ・不登校児童生徒支援の新拠点開設
- ・校内ハートフルの中学校全校実施
- ・ハートフルスペース・ルームの融合

関係機関との連携強化

- ・SSW のチーム制導入と区役所、児童相談所等との連携強化
- ・関係機関と連携した子ども主体のいじめ防止対策（横浜子ども会議、いじめ防止市民フォーラム等）

専門家の拡充

- ・SC の拡充
- ・非常勤弁護士配置等のいじめ調査体制の強化

教育委員会全体のガバナンスの強化

- ・重層的なリスク管理推進体制「教育委員会版3ラインモデル」
- ・「教育SOSサポートプラットフォーム」を活用したICTによるリスク管理体制の支援

(参考) 各段階における主な事業・取組(青字は、今年度、新規又は拡充した取組)

○未然防止
・横浜子ども会議等を通じて、児童生徒がいじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」ことを自ら考え、行動することができるよう支援 ・いじめ防止啓発動画(いじめをしない自分であるために～横浜の子どもたちの声～) YouTube 配信 ・いじめ防止市民フォーラム等を通じて関係機関と協働して、社会総がかりでいじめの未然防止に取り組むとともに、学校・家庭間の連絡システム‘すぐーる’や、地域住民等が参画する学校運営協議会を活用し、いじめを自分事としてとらえるための取組を推進
○早期発見
・SC、SSW等の専門職の活用や、複数の教職員で関わり児童生徒を育む環境づくり、校内ハートフル等の安心できる居場所づくりを推進 ・児童生徒の1人1台端末などを活用した心の変化を察知する取組や、企業や大学等との連携による教育ビッグデータを活用した取組を推進 ・「学校生活あんしんダイヤル」のほか、区役所「こども家庭相談」や「よこはま子ども・若者相談室」(LINE相談)等の活用など、関係機関が連携して対応
○早期対応
・学校は、児童生徒が発したSOSや保護者からの相談を担任等が抱え込まず、SC、SSW等の専門職と連携しながら、対応することを徹底 ・いじめ対応情報管理システムの運用により、いじめ事案の情報を学校・教育委員会事務局が速やかに共有し、それぞれの児童生徒の意思を尊重しながら連携した支援を実践
○重大事態への対処
・重大事態の申立てがあった場合などには、第三者の視点を交えて、速やかに重大事態調査を実施 ・調査の終了を待たずに、いじめを受けた対象児童生徒の心のケアと学びの継続に向けた支援や、同様の事態の再発防止等を主体的に実施することを徹底

※各取組については、外部専門家の意見等も取り入れながら、随時見直し、効果的なものを採用していきます。

2 横浜市いじめ防止基本方針※への反映

一連の再発防止策の実施に当たって大切にしてきた点について、改めて市民の皆さまと共有し、今後の取組を持続的、効果的なものとしていけるよう、横浜市いじめ防止基本方針に反映することとします。

※「いじめの防止等のための基本的な方針」(文部科学大臣決定)の内容を踏まえ、いじめの防止等の対策に関する基本的な方針を定めたもの

ポイント① 子どもの視点に立った対策を進めるため、子どもの意見の反映や意思の尊重

いじめ防止について子どもの意見を聞き、施策への反映に努めることや、いじめ事案の対応について子どもの意思を尊重することなどを方針の随所に明記することで、子どもの視点に立った対策を一層進めます。

ポイント② いじめの未然防止や対処に向けた保護者や市民等の役割を具体化

SNSを通じたいじめの広がりやその対応の難しさを踏まえ、家庭内でSNSの使い方について教えるなど、保護者の役割を具体的に記載します。また、子どもに関わる活動を行う市民等の役割として、発生したいじめに関し、当事者として問題に向き合い、対応することを明記します。

ポイント③ 子どもの心の変化等を捉え、早期発見につなげる取組を強化

子どもの心の変化等を捉えていじめの早期発見につなげられるよう、1人1台端末を活用した心の健康観察をはじめとするデジタル技術を活用した取組やSC等の専門職を活用した取組の強化について、盛り込みます。

ポイント④ いじめ重大事態調査の速やかな実施とそのための仕組みを構築

いじめ対応等の専門部署を新たに立ち上げ、一元化した情報をもとに、専門家を交えて迅速に重大事態を判断し、いじめを受けた児童生徒に寄り添った調査を実施することや、そのための仕組みを盛り込みます。

ポイント⑤ 区役所・児童相談所等の関係機関との連携の推進

子どもが抱える困難や課題は様々な要因が重なり合うことを前提に、区役所、児童相談所等と連携して、多面的な視点から支援を実施することなどを記載します。

【今後のスケジュール】

2月25日～3月24日 市民意見募集・子どもの意見募集
4月 横浜市いじめ防止基本方針の改定
以後、各学校の学校いじめ防止基本方針に反映

いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」社会をつくるために あなたのご意見をお寄せください。

～横浜市いじめ防止基本方針 改定素案に関する市民意見募集～

横浜市では、昨年3月に公表したいじめ重大事態の調査・検証結果を踏まえ、未然防止から要調査の段階までの14の再発防止策を策定し、取組を進めています。SNSの普及等により、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、いじめ事案も複雑化・多様化していることを踏まえ、再発防止の取組の中で今後とも大切にしていきたいポイントをまとめて、市民の皆さまと共有できるよう、いじめ防止対策の基本を定める‘横浜市いじめ防止基本方針’に反映します。

‘いじめの防止の輪’をともにつなげ、広げていけるよう、
皆さまのご意見をお待ちしております。

○いじめとは…

法は、同じ学校等に在籍する児童生徒からの心理的・物理的に影響を与える行為のうち、
対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを「いじめ」と定義しています。

この定義は、対象となった児童生徒の立場でいじめを判断するもので、いじめを意図していないものや、偶発的なものであったとしても、「いじめ」として対応を行うことが法律上、求められています。

意見募集期間

令和7年2月25日（火）から令和7年3月24日（月）まで

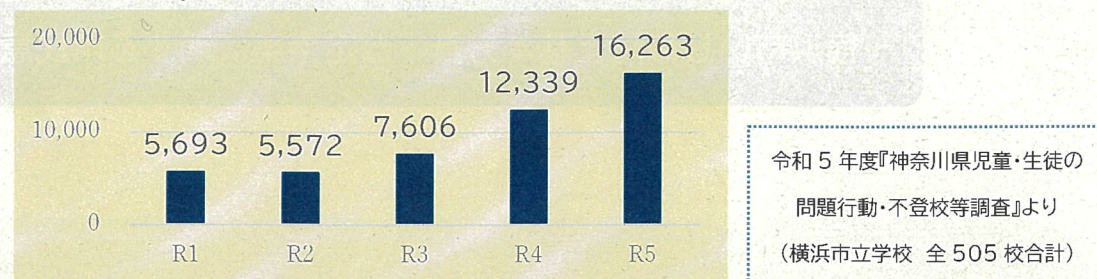
1 いじめ防止の意義

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は心身に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許される行為ではありません。

また、こども基本法、こども大綱、横浜市こども・子育て基本条例等を踏まえ、子どもにとっての最善の利益が考慮され、全ての子どもが伸び伸びと成長し、その個性と能力を十分に発揮できる環境を整えられるよう、社会全体でいじめ防止に取り組む必要があります。

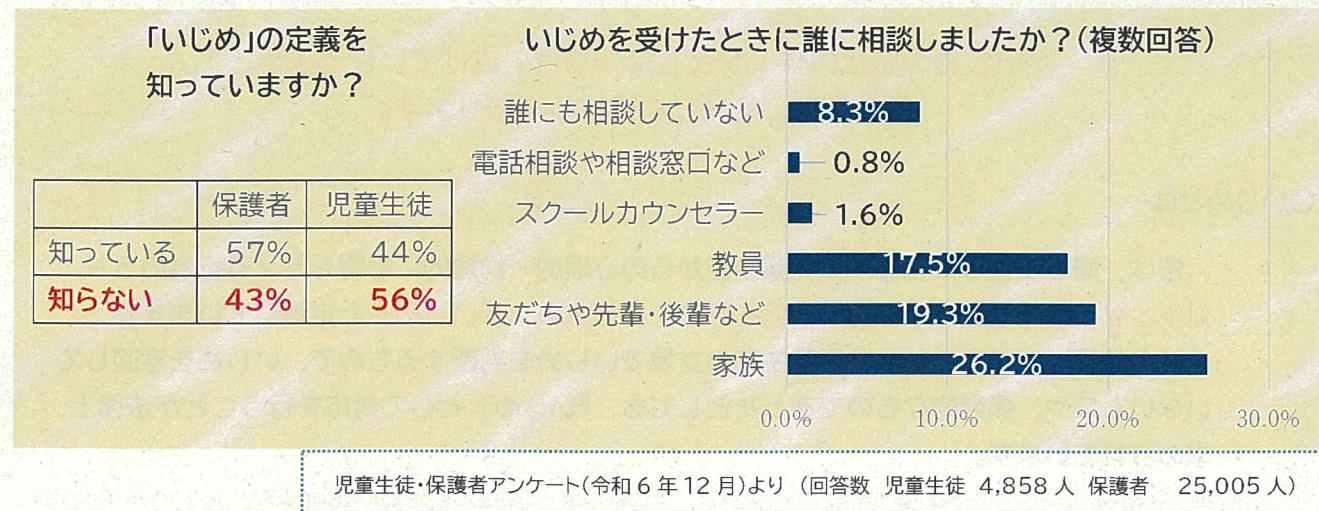
2 現状と課題

いじめの認知件数は全国的にも増加傾向にあり、令和5年度の市立学校における認知件数は、合計16,263件になっています。



また、冷やかし・からかい、パソコン・携帯電話等でのひぼう・中傷などの気づきにくいいじめも多く、SNS上のやり取りなどを含めた多様ないじめを迅速に察知し、対応することが難しくなっています。

いじめを防止するためには、いじめの問題を社会全体で考え、いじめの起きにくい風土づくりに努めるとともに、いじめがあった場合に早期に察知できるよう、子どもの立場に立って相談しやすい環境をつくるなど、総合的な対策を講ずることが大切です。



○いじめ防止市民フォーラム(子どもの健全育成に関わる関係機関が協働開催)

令和6年12月に、「いじめをしない自分であるために」をテーマにいじめ防止市民フォーラムが行われました。参加した生徒の「いじめをしないためには、他人に関わらないようにするのがよいのでは」との意見に対し、「関わらないようにしても、冷たくしたと思われたら、それもいじめ」との意見や、「話して分かることもあるし、やはり関わるべきだと思う」との意見が他の生徒から出されるなど、子どもたちの視点でいじめ問題を捉えた意見交換がなされました。



3 いじめ防止のためのポイントと方針の主な内容

ポイント1 子どもの視点に立った対策を進めるため、子どもの意見の反映や意思の尊重

いじめ防止について子どもの意見を聞き、反映に努めることや、いじめ事案の対応について、子どもの意思を尊重することなどを方針の随所に明記し、子ども視点の対策を一層進めます。

ポイント2 いじめの未然防止や対処に向けた保護者や市民等の役割を具体化

SNSを通じたいじめの広がりやその対応の難しさを踏まえ家庭内でSNSの使い方について教えるなど、保護者の役割を具体的に記載します。また、子どもに関わる活動を行う市民等の役割として、発生したいじめに関し、当事者として問題に向き合い、対応することを明記します。

ポイント3 子どもの心の変化等を捉え、早期発見につなげる取組を強化

子どもの心の変化等を捉えていじめの早期発見につなげられるよう、1人1台端末を活用した心の健康観察をはじめとするデジタル技術を活用した取組やSC(スクールカウンセラー)等の専門職の活用取組の強化について、盛り込みます。

ポイント4 いじめ重大事態調査の速やかな実施とそのための仕組みを構築

いじめ対応等の専門部署を新たに立ち上げ、一元化した情報をもとに、専門家を交えて迅速に重大事態※を判断。いじめを受けた児童生徒に寄り添った調査の実施と仕組みを盛り込みます。

ポイント5 区役所・児童相談所等の関係機関との連携の推進

子どもが抱える困難や課題は様々な要因が重なり合うことを前提に、区役所、児童相談所等と連携して、多面的な視点から支援を実施すること等を記載します。

※ 「いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事態」、「いじめにより児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める事態」(いじめ防止対策推進法第28条)。

4 いじめ防止のための具体的な取組

いじめ防止のためのポイントを踏まえ、4つの段階に応じ、具体的な事業・取組を行います。

未然防止	・横浜子ども会議等を通じて、児童生徒がいじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」ことを自ら考え、行動することができるよう支援 ・いじめ防止啓発動画(いじめをしない自分であるために～横浜の子どもたちの声～)配信 ・いじめ防止市民フォーラム等を通じて関係機関と協働して、社会総がかりでいじめの未然防止に取り組むとともに、学校・家庭間の連絡システム‘すぐーる’や、地域住民等が参画する学校運営協議会を活用し、いじめを自分事としてとらえるための取組を推進
早期発見	・SC、SSW(スクールソーシャルワーカー)等の専門職の活用や、複数の教職員で関わり児童生徒を育む環境づくり、校内ハートフル等の安心できる居場所づくりを推進 ・児童生徒の1人1台端末などを活用した心の変化を察知する取組や、企業や大学等との連携による教育ビッグデータを活用した取組を推進 ・「学校生活あんしんダイヤル」のほか、区役所「こども家庭相談」や「よこはま子ども・若者相談室」(LINE相談)等の活用など、関係機関が連携して対応
早期対応	・学校は、児童生徒が発したSOSや保護者からの相談を担当等が抱え込まず、SC、SSW等の専門職と連携しながら、対応することを徹底 ・いじめ対応情報管理システムの運用により、いじめ事案の情報を学校・教育委員会事務局が速やかに共有し、それぞれの児童生徒の意思を尊重しながら連携した支援を実践
重大事態への対処	・重大事態の申立てがあった場合などには、第三者の視点を交えて、速やかに重大事態調査を実施するとともに、調査の終了を待たずに、いじめを受けた対象児童生徒の心のケアと学びの継続に向けた支援や、同様の事態の再発防止等を主体的に実施することを徹底

※各取組については、外部専門家の意見等も取り入れながら、随時見直し、効果的なものを採用していきます。

5 市民意見募集

横浜市いじめ防止基本方針改定素案へのご意見をお待ちしております。

(1) 受付期間：

令和7年2月25日（火）から令和7年3月24日（月）まで

(2) ご意見の提出方法

次のいずれかでお出してください。

【推奨】 横浜市電子申請・ 届出システム	横浜市電子申請・届出システムのオンライン入力 フォームへアクセスし、ご入力ください。 右の二次元コードからアクセスできます	
電子メール FAX 郵送	書式は問いませんが、 <u>素案のどの部分に関連する意見か分かるよう、具体的なページや項目名などをご記入ください。</u> また、電子メール・FAXでお送りいただく場合は、 <u>件名を「市民意見募集」としてください。</u> 電子メール：ky-jinkenjidoseito@city.yokohama.lg.jp FAX：045-671-1215 郵送：〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 横浜市教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課宛 ※令和7年3月24日（月）消印有効とさせていただきます。 ※送料は、ご負担ください。	

(3) 注意事項

- ・ご意見の概要は、横浜市の考え方と併せて、個人情報を除き、後日、市のホームページで公表します。個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
なお、個人の特定につながるものや第三者の利益を害するおそれのあるものなどは、公表しない場合があります。
- ・ご意見を正確に把握するため、お電話または口頭でのご意見は受け付けておりませんので、ご了承ください。
- ・ご意見の提出に伴い取得した個人情報は「個人情報の保護に関する法律」の規定に従って適正に管理し、この意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。

(4) 横浜市いじめ防止基本方針改定素案（全文）などの関係資料の閲覧・入手方法

- ・横浜市いじめ防止基本方針改定素案の全文は、本市のホームページからご覧いただけます。



検索 | 横浜市 | いじめ防止基本方針

URL：

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/ijime/20170608131757.html>

- ・子ども向けの意見募集も同時に行っています。
- ・市民情報センター、各区役所広報相談係で、本資料を配布しています。（素案の全文は閲覧のみ）

発行	令和7年2月 横浜市教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課 TEL:045-671-3296 FAX:045-671-1215
----	---

あなたのこえ きかせてください

いじめがなくなるには
どうしたらいいかな…

ちか そろばん
近くに相談できる人が
いるといいな…

がっこう
学校でこんなことが
できるといいな…



よこはま こ かいぎ
「横浜子ども会議」で
き 聞いた意見がよかつ
たな…



うちのクラスでは
とくみ
こんな取組をやってるよ…



「いじめ」と「いじり」の
ちが 違いは何だろう…



「いじめ」をしないために、
できることは、ありますか。

「いじめ」がおきたときに、
できることは、ありますか。

ていしゅつほうほう
<提出方法>

じげん
2次元コード

または
ゆうびん
郵便

どちらでも OK

じげん
【2次元コード】



ゆうびん
【郵便】

〒231-0005
よこはましなかくほんちよう
横浜市中区本町6-50-10
よこはましきよういくいいんかいむきよく
横浜市教育委員会事務局
じんけんきよういく じどうせいとかあて
人権教育・児童生徒課宛

ぼしゅうきかん
<募集期間>

れいわ ねん
令和7年

がつ にち か
2月25日(火)から
がつ にち げつ
3月24日(月)まで

いま なや まわり おとな がっこう せんせい ともだち そろばん
今、いじめで悩んでいることがあったら、周りの大人や、学校の先生、友達に相談してみましょう。

ほか した そろばんまどぐち りよう
その他、下の相談窓口も利用できます。

がっこうせいかつ
学校生活あんしんダイヤル
045-624-9081 / 火～金・9時～17時

じかん こ
24時間子ども SOS ダイヤル
0120-078310 / 24時間・365日

いっばんきよういくそろばん
一般教育相談
045-624-9414 / 月～金・9時～17時

といあわ さい
<問合せ先> 横浜市教育局事務局 人権教育・児童生徒課 045(671)3296

いじめとは…

～いじめの定義～ <「いじめ防止対策推進法」第1章／第2条（定義）>

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

かんたんに
言うと… 周りにいる子どもから、「いやだな」「つらいな」と感じることを、
言われたり、されたりすること。（インターネットでおきたことも入ります。）

横浜市いじめ防止基本方針とは…

いじめは、心も体も傷つく行為です。その人のもっている権利をうばいます。いじめについて、子どもだけでなく、大人も一緒に考え、行動し、いじめを「しない」「させない」「見逃さない」社会をつくっていくためにつくられたものです。みなさんの学校での取組も、この方針をもとに行われています。

なぜ、意見募集をするの？

子どもの意見を
尊重するよ。

◎子どもの視点に立った方針にするため

いじめ防止について、子どもの考えを聞き、方針やいじめ防止の対策にいかしていきます。

どんな意見を募集しているの？

- ①「横浜市いじめ防止基本方針の主な内容」(P3)にある、【基本となる考え】や【子どもの役割】についての意見
- ②いじめについて、これまでにいただいた「アンケート」や「いじめ防止市民フォーラムの声」(P4)についての意見
- ③いじめ防止の取組やいじめが起きたときにできることについてのアイデア
- ④いじめが起きたときやいじめの未然防止のために、学校や周りの大人にしてほしいこと

募集した意見は？

- ・ みなさんからいただいた意見は、横浜市のホームページにまとめて載せます。
- ・ 一人ひとりへの回答はありません。
- ・ 個人がわかるようなこと（名前、学校名など）は載せることができません。

ぜひ、みなさんの声を聴かせてください。

横浜市いじめ防止基本方針の主な内容

〇「横浜市いじめ防止基本方針(改定素案)」の全文は、横浜市のホームページに載っています。

読みたい場合は、こちらのリンクからどうぞ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/ijime/20170608131757.html>

【基本となる考え】

- ① いじめは、どの集団にも、どの学校にもどの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害
(人権侵害とは、健康で幸せに生きていく権利を傷つけられてしまうことです。)
- ② いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題としないで、社会全体で真剣に取り組むことが大切
- ③ いじめを「しない」「させない」「見逃さない」社会をつくるために、学校、教育委員会、関係する組織、市役所、警察、保護者、地域の人などがそれぞれの役割をみんなで協力しながら果たすことが大切
- ④ 子ども自身が、いじめを「しない」「させない」「見逃さない」安心できる社会をつくろうとすることが大切

「横浜市いじめ防止基本方針」には、主に子どもの周りにいる大人の役割や取組について書かれています。そして、子どもの役割についても書かれています。

【子どもの役割】

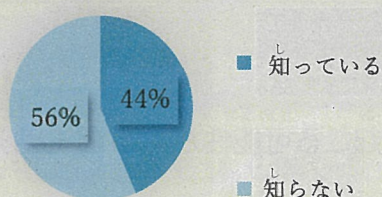
- ・ 一人ひとりが自分の良さや可能性を見つけて、自分を大切に、自分の力を活かす。
また、周りの人との違いを認め、おたがいを理解する。
- ・ だれもが、いじめをする側にもされる側にもなる可能性があることを理解して、いじめを「しない」「させない」「見逃さない」ようにしようと、自分で考えて行動する。
- ・ 「いじめかもしれない」と思ったときには、いじめられている子、またはいじめている子に声をかけたり、学校の先生や職員の方、保護者や周りの大人に自分から相談したりする。

いじめについて、これまでにいただいた意見

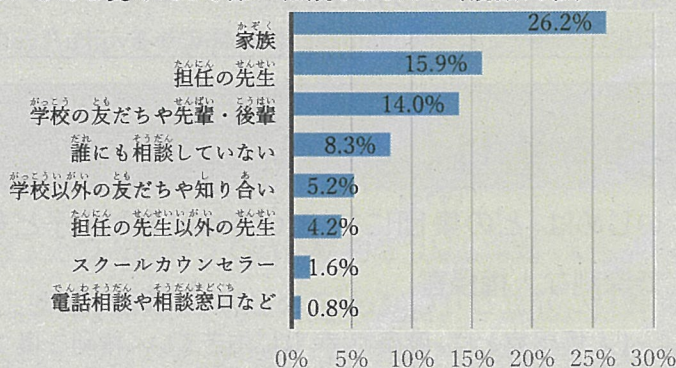
「アンケートより」

横浜市の、小学校(4～6年生)、中学校、高等学校、特別支援学校(あわせて 4,858名)に、アンケートを取りました。

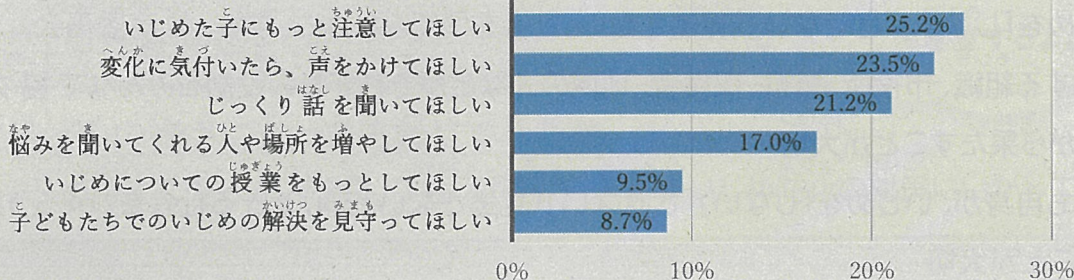
●「いじめの定義」を知っていますか



●いじめを受けたとき誰に相談しましたか(複数回答)



●いじめについて大人に相談したいこと・言いたいこと・してほしいことはありますか(複数回答)



「いじめ防止市民フォーラム」

12月に行われた「いじめ防止市民フォーラム」で、参加した子どもたち(小学校、中学校、高等学校、特別支援学校)のグループでの話し合いや、学校や地域で子どもとかわる大人との意見交換でこんな声があがりました。

本音を言える環境があるといい。

いじめについて考えたり、対策を練ったりできる機会があればいい。

「いじめをしないために」に関して、改めて変えることができるのは、自分だけなんだと感じた。

いじめのアンケートは書きにくい。もっと、相談しやすい方法があればいいな。

大人の方から、直接、「いつでも頼ってください。直接話だけでなく他にもたくさん方法はあるよ…」という言葉聞けてとても嬉しかったし、安心することができた。

いじめをしている人も相談できるような環境が必要。

人それぞれ価値観が違うということ、受け止め方が違うということ、どれも難しいことだなと感じました。人それぞれ違うので、個性を大切にしたい。



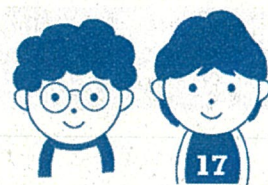


あなたのこえ きかせてください

「いじめ」をしないために、
じぶんやみんなで できること
は、ありますか。



「いじめ」がおきたときに、
じぶんやみんなで できること
は、ありますか。



「いじめ」がおきたときに、おとなのひとに、
してほしいことや、してほしくないこと
は、どんなこと ですか。



じぶんのかんがえを、つたえたいとおもったら、

ひと てつだ
おうちの人に手伝ってもらいましょう

ていしゅつほうほう
<提出方法>

じげん
2次元コード
または
ゆうびん
郵便

じげん
【2次元コード】



ゆうびん
【郵便】

〒231-0005
よこはましなかくほんちよう
横浜市中区本町6-50-10
よこはましきやういくいんかいじむきよく
横浜市教育委員会事務局
じんけんきやういく じどうせいとかあて
人権教育・児童生徒課宛

ほしゅうきかん
<募集期間>

れいわ ねん
令和7年
がつ にち か
2月25日(火)から
がつ にち げつ
3月24日(月)まで

といあわ さき
<問合せ先>

よこはましきやういくいんかいじむきよく
横浜市教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課

045(671)3296

ほごしや みなさま
保護者の皆様へ

横浜市では、この度、「横浜市いじめ防止基本方針」を改定することになりました。改定にあたり、
子どもの意見を募集し、この方針やいじめ防止の取組に活かしていきたいと考えています。表面
の提出方法をお読みいただき、お子様の意見をお寄せください。お寄せいただいたご意見は、
個人情報を除き、横浜市のホームページにまとめて公表します。

いじめとは…

～いじめの定義～ <「いじめ防止対策推進法」第1章/第2条(定義)>

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍している等当該児童等と一定の人的
関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるも
のを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

かんたんに
言うと…

まわりにいる子どもから、「いやだな」「つらいな」と感じることを、
言われたり、されたりすること。(インターネットでおきたことも入ります。)

横浜市いじめ防止基本方針とは…

いじめは、心も体も傷つく行為です。その人のもっている権利をうばいます。いじめにつ
いて、子どもだけでなく、大人も一緒に考え、行動し、いじめを「しない」「させない」「見逃さ
ない」社会をつくっていくためにつくられたものです。みなさんの学校での取組も、この方針
をもとに行われています。

いけんぼしゅう
なぜ、意見募集をするの？

こ いけん
子どもの意見を
そんちょう
尊重するよ。

◎子どもの視点に立った方針にするため

いじめ防止について、子どもの考えを聴き、方針やいじめ防止の対策に活かしていきます。

いけん ぼしゅう
どんな意見を募集しているの？

- ①「いじめ」をしないために、じぶんやみんなで、できること
- ②「いじめ」がおきたときに、じぶんやみんなで、できること
- ③「いじめ」がおきたときに、おとなのひとにしてほしいこと、してほしくないこと

～いじめに関する相談は、学校以外にも、下の相談窓口が利用できます。～

がっこうせいかつ
学校生活あんしんダイヤル
045-624-9081/火～金・9時～17時

じかん こ
24時間子ども SOS ダイヤル
0120-078310/24時間・365日

いっばんきょういくそうだん
一般教育相談
045-624-9414/月～金・9時～17時

概要版に記載している「5つのポイント」に該当する部分に下線を引いています。

横浜市いじめ防止基本方針 改定素案

平成 25 年 12 月
(令和 7 年 4 月改定予定)

横浜市

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許される行為ではありません。

横浜市では、昨年3月に公表したいじめ重大事態の調査・検証結果を踏まえ、未然防止から要調査の段階までの14の再発防止策を策定し、取組を進めています。

SNSの普及等により、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、いじめ事案も複雑化、多様化していることを踏まえ、現在進めている再発防止の取組の中で、全ての関係者の皆さまと共有し、残していきたいポイントについて、平成25年に策定した「横浜市いじめ防止基本方針」に反映するため、本素案をまとめました。

ポイント1 子どもの視点に立った対策を進めるため、子どもの意見の反映や意思の尊重

いじめ防止について子どもの意見を聞き、施策への反映に努めることや、いじめ事案の対応について、子どもの意思を尊重することなどを方針の随所に明記することで、子どもの視点に立った対策を一層進めます。

ポイント2 いじめの未然防止や対処に向けた保護者や市民等の役割を具体化

SNSを通じたいじめの広がりやその対応の難しさを踏まえ、家庭内でSNSの使い方について教えるなど、保護者の役割を具体的に記載します。また、子どもに関わる活動を行う市民等の役割として、発生したいじめに関し、当事者として問題に向き合い、対応することを明記します。

ポイント3 デジタル技術の活用や専門職との連携により子どもの心の変化等を捉え、早期発見につなげる取組を強化

子どもの心の変化等を捉えていじめの早期発見につなげられるよう、デジタル技術を活用した取組や、SC（スクールカウンセラー）等の専門職を活用した取組の強化について、盛り込みます。

ポイント4 いじめ重大事態調査の速やかな実施とそのための仕組みを構築

いじめ対応等の専門部署を新たに立ち上げ、一元化した情報をもとに、専門家を交えて迅速に重大事態を判断し、いじめを受けた児童生徒に寄り添った調査を実施することや、そのための仕組みを盛り込みます。

ポイント5 区役所・児童相談所等の関係機関との連携の推進

子どもが抱える困難や課題は様々な要因が重なり合うことを前提に、区役所、児童相談所等と連携して、多面的な視点から支援を実施することなどを記載します。

いじめの未然防止の取組には、「保護者や地域の協力」が必要であり、早期発見、事案対処には「学校や教育委員会の組織的対応」とともに、「関係機関の連携」が大変重要です。

このことを改めて確認し、「いじめを絶対に許さない」意識を皆で共有し、市全体で子どもの健全育成を図り、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」社会の実現を目指します。

令和7年2月

目 次

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方・・・・・・・・・・1～5

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念
- 3 横浜市いじめ防止基本方針策定の目的
- 4 いじめの防止等に向けた方針と役割

第2章 いじめの防止等のために横浜市が実施する施策・・・・・・・・・・6～10

- 1 横浜市いじめ問題対策連絡協議会の取組
- 2 横浜市いじめ問題専門委員会の取組
- 3 教育委員会の取組
 - (1) いじめの未然防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめ事案に対する対処
 - (4) 学校評価、学校運営改善の実施
- 4 市長部局の取組
- 5 いじめ防止対策の点検・見直し

第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策・・・・・・・・・・11～13

- 1 学校いじめ防止基本方針（法第13条）
 - (1) 策定意義
 - (2) 内容
 - (3) 公表・周知
 - (4) PDCAサイクルの確立
- 2 学校いじめ防止対策委員会（法第22条）
 - (1) 構成と運営の考え方
 - (2) 会議の開催
 - (3) 主な役割

第4章 重大事態への対処・・・・・・・・・・14～19

- 1 重大事態の発生と調査（法第28条）
 - (1) 重大事態の定義
 - (2) 児童生徒等から申立てを受けた場合の対応
 - (3) 重大事態の判断

- (4) 重大事態の発生報告
- (5) 調査の目的
- (6) 調査主体及びその構成等
- (7) 調査の進め方
- (8) 調査結果の提供及び報告
- (9) 調査結果を踏まえた対応

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

- (1) 再調査
- (2) 再調査を行う機関の設置
- (3) 再調査の結果を踏まえた措置等

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係※1にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響※2を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう（法第2条）。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）は、行為の対象となった児童生徒が「心身の苦痛を感じているもの」をいじめと定義し、いじめを見落とすことのないよう、いじめを受けた児童生徒の立場に立ち、いじめを広くとらえている。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を丁寧に把握し、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かの判断を行う。いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合があることや、仮に軽微に見える事でも苦痛が累積する場合があることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

なお、インターネット上で悪口の書き込み等があり、児童生徒本人がそのことを知らない場合など、その児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、関係した児童生徒に対する指導等については、適切な対応が必要となる。

加えて、いじめを受けた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、関係した児童生徒に対しては「いじめ」という言葉を使わず指導することもある。例えば、好意から行った行為が意図せずに心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

こども基本法に基づく「こども大綱」では、全てのこどもが身体的・精神的・社会的に将来に渡って幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会＝「こどもまんなか社会」の実現を目指している。

また、2025（令和7）年4月施行の「横浜市こども・子育て基本条例」は、こども・子育てについての基本理念を定め、横浜市（以下「市」という。）の責務や、市民、事業者及び育ち学ぶ施設の関係者の役割を明らかにするとともに、こども・子育てに関する施策の基本事項を定めた内容となっている。

「こども基本法」「こども大綱」「横浜市こども・子育て基本条例」を踏まえ、こどもにとっての最善の利益が考慮され、全てのこどもが伸び伸びと成長し、その個性と能力を十分に発揮できる環境を整えられるよう、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）に社会全体で取り組んでいく必要がある。

そこで、いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの児童生徒にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害行為であるという認識の下で、対策に取り組んでいくための基本となる方向性について、次のとおり示す。

- (1) いじめを特定の児童生徒や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (2) 児童生徒は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」社会をつくる。
- (3) 市、学校、保護者、市民、事業者、関係機関等は、児童生徒の健全育成を図り、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」社会をつくるために、それぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。

3 横浜市いじめ防止基本方針策定の目的

横浜市いじめ防止基本方針（以下「本方針」という。）は、上記の基本理念の下、いじめの防止等のための対策において、市、学校、保護者、市民、事業者、関係機関等が果たすべき役割その他のいじめの防止等のための対策の基本的な事項を定めること等により、横浜市全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」社会をつくることを目的とする。

4 いじめの防止等に向けた方針と役割

児童生徒のいじめを防止するために、社会全体がいじめの起きにくい風土づくりに努めることが重要である。

また、いじめを早期に察知できるよう、社会全体で児童生徒を見守るとともに、いじめを察知した場合は、つらい思いをしている児童生徒の気持ちに寄り添い、その思いをしっかりと受け止めて支援するとともに、いじめが起きた要因や背景をともに考え、問題の解決に向けてともに行動することが重要である。

そのために、児童生徒が自らいじめの防止等に取り組むとともに、横浜市全体で、学校、保護者、市民、事業者、関係機関等が当事者であることを意識し、児童生徒の健やかな成長を支える役割を果たす必要がある。

市として

- (1) いじめの防止等に関する基本的な方針を定め、これに基づき、必要な施策を総合的に策定し、実施する。
- (2) いじめの防止及び早期発見や、いじめを受けた児童生徒に対する適切な支援、いじめを行つた児童生徒等に対する適切な指導及び支援を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校・家庭・地域・関係機関等の連携の強化、その他必要な体制を整備する。
- (3) 学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に、いじめに対処するための必要な措置を講じる。
- (4) いじめの防止等のための必要な施策の策定、実施に当たっては、当事者である児童生徒自身の意見を尊重しながら、児童生徒が安心して豊かに生活できるよう取り組む。
- (5) 児童生徒が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合って、いじめ、不登校、自殺企図・希死念慮、ひきこもり、孤独・孤立、非行といった様々な形態で表出することを認識し、複合的な課題に対して多面的な視点から支援を講じる。

児童生徒として

- (1) 一人ひとりが自分のよさや可能性を見つめ、自分がかげがえのない存在であることを自覚し、自己肯定感を高めながら内在する力を発揮していくとともに、他者との違いを認め、互いを理解するよう努める。

- (2) 誰しものがいじめをする側にも、される側にもなる可能性があることを理解し、自らが主体的にいじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」社会づくりに努める。
- (3) 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけたり、学校の教職員や保護者等周囲の大人に積極的に相談したりする。

学校として

- (1) あらゆる教育活動を通じ、人権尊重の精神を基盤とする教育を実践し、「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校づくりを進める。
- (2) 「いじめは最も身近な人権侵害行為」とあるという認識に立ち、教職員一人ひとりが、日頃から自らの人権意識の向上に努める。
- (3) 児童生徒が主体となっていじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」社会をつくるという意識を育み、その発達の段階に応じて、自ら解決に向けて行動できるよう支援する。
- (4) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童生徒にも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう保護者、関係機関等と連携し情報を共有しながら指導及び支援に当たる。
- (5) いじめは絶対に許されないこと、いじめられている児童生徒を守り抜くことを表明し、相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人ひとりのSOSのキャッチに取り組む。
- (6) いじめが発生した場合には、つらい思いをしている児童生徒自身の気持ちに寄り添い、その意思を尊重しながら、早期解決につなげられるよう、校長のリーダーシップの下、組織的に取り組む。
- (7) 学校と保護者は児童生徒の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめの防止等のための取組を、広く保護者や地域に発信し、連携・協力を図る。

保護者として

- (1) どの児童生徒も、いじめを行う側にもいじめを受ける側にもなり得ることを意識し、いじめを「しない」、「させない」よう指導に努め、また、日頃から、児童生徒の意見や思いに耳を傾け、いじめ被害など悩みがあった場合は、学校の教職員や保護者等周囲の大人に相談できるよう働きかける。
- (2) 学校や地域の人々など、児童生徒を見守っている関係者との情報交換に努めるとともに、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」社会をつくり、互いに連携しながら協働して取り組む。

- (3) 学校と保護者は児童生徒の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめを発見したとき又はその疑いがあると思われるときは、児童生徒自身の意思を尊重しながら、学校、関係機関、その他の相談窓口等に連絡するとともに、連携して対処する。
- (4) 学校や関係機関と連携し、日頃から児童生徒に対し、SNSの使い方について教えるなど、インターネット上のいじめの防止や効果的な対処に主体的に取り組む。

市民、事業者、関係機関等として

- (1) 市民及び市内で活動する事業者（以下「市民等」という。）は、児童生徒の意見を聴きながら、児童生徒が主体的に考え、行動し、安心して過ごすことができる環境づくりに努める。特に、それぞれの活動に関連して発生したいじめについては、当事者として問題に向き合い、児童生徒の気持ちに寄り添って対応する。
- (2) 市民等は、児童生徒に関心を持ち、いじめの兆候等が感じられるときは、関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報を提供するとともに、連携していじめの防止等に努める。
- (3) 児童生徒の健全育成に関わる関係機関や地域は、その役割を認識し、児童生徒が健やかに成長することを目指し、相互に連携して、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」社会をつくる。

第2章 いじめの防止等のために横浜市が実施する施策

市は、本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し推進する。また、これらに必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずる。

1 横浜市いじめ問題対策連絡協議会の取組

市は、法第14条第1項に基づき、横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成26年2月横浜市条例第7号。以下「条例」という。）により、横浜市立学校、教育委員会事務局、市が設置する児童相談所、横浜地方法務局、神奈川県警察、その他の関係者により構成される、「横浜市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）」を設置する。

連絡協議会では、いじめの防止等に関係する機関・団体の連携協力の推進や、いじめ問題に関する情報共有及び意見交換、広報・啓発活動の推進を図る。

2 横浜市いじめ問題専門委員会の取組

横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、連絡協議会との円滑な連携の下、法第14条第3項に基づき、いじめの防止等のための対策を実効的に行うために、教育委員会の附属機関として、条例により、横浜市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

専門委員会では、法第28条第1項に規定するいじめの重大事態に係る調査及び再発防止に資する対応策の審議等を行う。

専門委員会が担ういじめ重大事態に係る調査は、その公平性・中立性を確保する必要性が特に高いことから、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者で専門委員会を構成し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）が調査に当たることを徹底する。

3 教育委員会の取組

(1) いじめの未然防止

ア 児童生徒の豊かな心を培い、心の通う人間関係を構築することが、いじめの防止等に資することを踏まえ、道徳教育及び体験活動等の全ての活動を通じて人権尊重を基盤とする教育の充実を図る。また、「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校づくり、受容的な学級づくりへ向け、学校を支援する。

イ 「横浜子ども会議」をはじめとして、児童生徒が主体的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止等に資する活動に対する支援や、児童生徒及びその保護者に

対する啓発を推進する。

併せて、議論等を通じて表明されたいじめに関する児童生徒からの意見について、施策に反映させるよう努める。

ウ 児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめの防止等に取り組むことへの理解及び協力を求めるため、12月を「いじめ防止啓発月間」とし、「いじめ防止市民フォーラム」を通じた啓発等に取り組む。

エ 教職員が、児童生徒の心理や、行為・行動の背景をとらえる能力を高められるよう、実践的な研修を実施するとともに、「子どもの社会的スキル横浜プログラム(※)」など、教職員の指導ツールを提供し、活用を促す。

※ 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」・・・暴力行為やいじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・対応のため、横浜市教育委員会が、平成19年に開発した教師用の指導ツール。子ども達がコミュニケーション能力や人間関係を築く力を身に着けるための「指導プログラム」と、教師が子どもの個々や集団の状況を把握するための「Y-Pアセスメント」で構成されている。

オ 校長・副校長等の管理職、児童支援専任・生徒指導専任教諭等を中心として、組織的にいじめの防止等の取組が推進されるよう、全教職員に対して、研修等で法令等の確実な理解を徹底する。

カ どの児童生徒もいじめを行う側にもいじめを受ける側にもなり得ることや、児童生徒が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合って、様々な形態で表出することを全教職員が認識し、特に配慮が必要な児童生徒を中心として個に応じた組織的な支援や、各学校が関係機関等と連携等を実践しやすい仕組づくりを推進する。

キ 保護者がインターネット上のいじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関等と連携して資料等を配布するなど、必要な措置を講ずる。

(2) いじめの早期発見

ア いじめを早期に発見できるよう、SOSの出し方に関する教育など、児童生徒からSOSを引き出し、発信しやすくする仕組みや関係づくりを進めるとともに、校内ハートフルをはじめとする児童生徒が安心できる居場所づくりなどの環境面での取組を推進する。

イ デジタル技術を活用し児童生徒の心の変化を察知するとともに、企業や大学等との連携により、教育ビッグデータを活用した取組を推進する。その際の児童生徒の個人情報の利用に関しては適正に行う。

ウ 児童生徒及びその保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、スクールカウンセラー(以下「SC」という。)、スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」という。)の配置等の体制を整備し、利用を促す。また、学校内外の相談窓口(SSWが対応する「学校

生活あんしんダイヤル」等)を設け、その周知を図る。相談窓口において、児童生徒や保護者からいじめに関する情報を聴取した際には、その情報を学校と共有していじめに対処できるよう、児童生徒・保護者の同意を得るよう努める。ただし、生命に危険が生じる恐れがある場合は、直ちに学校や関係機関等と情報を共有して対処する。

エ 区役所の「こども家庭相談」やよこはま子ども・若者相談室(LINE相談)等、教育委員会外の相談窓口や制度についても、児童生徒や保護者に対して周知し、いじめに関する相談において、児童生徒や保護者の同意が得られた場合には、学校と共有、連携して速やかに対処する。

オ 児童生徒が発したSOSや保護者からの相談について、個々の教職員任せにせず、SC、SSW等の専門職と連携しながら組織で的確に対応することの重要性を全教職員が認識し、行動するための取組を徹底するとともに、学校いじめ防止対策委員会の運用について指導・助言を行う。

(3) いじめ事案に対する対処

ア 早期対応

(ア) 法第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対し支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

(イ) 各学校において、いじめを見逃すことなく、SC、SSW等の専門職と連携しながら組織として情報を共有し、確実に判断・対応できるよう、チーム学校で対応できる体制を整備し、支援する。

(ウ) 各学校が組織的な判断・対応を確実に行うために、いじめ事案の情報を一元的に管理するシステム等を整備、運用するとともに、学校がいじめを受けた児童生徒の欠席日数等を正確に把握し、迅速に支援に取り組むことができるよう、学校いじめ防止対策委員会等に対して指導・助言する。

(エ) 保護者と学校の間での解決が困難となつてるときこそ、積極的に保護者や学校を支援するという役割を徹底する。

具体的には、教育委員会事務局にいじめ事案への早期対応のための専門チームを配置し、学校だけでは解決が困難な事案を見極め、早い段階で弁護士のアドバイスを受けられる体制を整えるとともに、事案の内容によって、心理、教育などの専門家を派遣し、学校を支援する。

更に、法令に基づき、必要な場合には相談者の同意を得ながら、区役所や警察、児童相談所、医療機関など関係機関との連携を積極的に行う。

- (オ) いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察への通報が必要なものもある。これらについては、学校での適切な指導・支援とともに、警察と連携した対応を取ることが必要であることを学校に指導・助言する。

イ 重大事態等への対応

重大事態の申立てがあった場合や、児童生徒が一定期間連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合などに、学校が法に沿って速やかに対応できるよう、情報共有の仕組みや対応の手順をあらかじめ定める。

さらに、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う（詳細は第4章参照）。

(4) 学校評価、学校運営改善の実施

ア 学校評価、教員評価の留意点

- (ア) 学校評価におけるいじめの問題の取扱いについては、法に基づくいじめの定義理解を進めるとともに、積極的にいじめを認知し、問題を隠さず、組織的な取組ができているかという視点から、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等を振り返り、今後の対策に生かすよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。

また、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。

- (イ) 教員評価におけるいじめの問題の取扱いについては、日常の児童生徒理解や、いじめの問題について速やかに情報共有を図り、組織的な取組を行っているかなどのいじめに対する対応力を向上するという視点で、教員との共通理解を図りながら行うよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。

イ 学校運営改善の支援

- (ア) 教職員が児童生徒と向き合い、保護者、地域、関係機関との連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、指導体制の充実を図るとともに、システムの導入等を通じて教職員の業務負担の軽減を図るなど、学校運営の改善を支援する。

具体的には、チーム学年経営やチーム担任制などの複数の教職員の関わりの中で、安心して学べる環境づくりを推進するとともに、業務のアウトソース化などによる働き方改革を進め、教職員が児童生徒に向き合う時間を創出するための施策などを具体的に検討し、取り組む。

- (イ) 保護者や地域が学校運営に参画する学校運営協議会等の活用により、いじめの問題などの課題を共有し、連携・協働して解決する仕組みづくりを推進する。
- (ウ) 各学校が定める「学校いじめ防止基本方針」が、本方針の趣旨・内容や、いじめ重大事態の再発防止のために今後取り組むべき対応策を踏まえた実効的なものとなるよう、「学校いじめ防止基本方針」に盛り込むべき内容を取りまとめ、学校に通知するとともに、必要に応じて、指導・助言を行う。

4 市長部局の取組

市長部局は、横浜市人権施策基本指針、本方針及び「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン」等に基づき、教育委員会と連携して、いじめの未然防止や早期発見に取り組むとともに、いじめ事案の対処に資する各種施策に取り組む。

- (1) 児童生徒が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合っていることを踏まえ、区役所や児童相談所等が要保護児童対策地域協議会の枠組みを通じて家庭環境の改善を支援するなど、区役所や児童相談所等は、教育委員会や学校との組織同士、担当者同士での連携を進め、法令に基づき、必要な場合には相談者の同意を得ながら、情報共有等を図り、連携して対応する。
- (2) 区役所の「こども家庭相談」等の身近な場所で実施している児童生徒や家庭に対する相談窓口の積極的な活用を促すとともに、多様な居場所づくりなどの児童生徒の目線に立った支援に取り組むことなどにより、児童生徒を守り育てていく体制づくりを、教育委員会と連携して推進する。
- (3) 区役所は、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりの一環として、いじめの問題など、児童生徒が抱える様々な課題を地域と共有し、地域ぐるみで対応する仕組みづくりを教育委員会と連携して推進する。
- (4) 市長部局は児童生徒の人格と人権を尊重する社会意識の醸成を図るため、教育委員会事務局と連携して、いじめに関する啓発を推進する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

教育委員会は、いじめの防止等のための対策について、外部有識者等の助言を受けながら、随時見直し、より効果的なものとなるよう改善を図るとともに、毎年、点検及び評価を行い、その結果を取組に反映するものとする（PDCAサイクル）。

この場合において、必要がある場合は、本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のための対策を実効的・組織的に行うため、「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、校長のリーダーシップの下、当該学校の複数の教職員を中心に構成される「学校いじめ防止対策委員会」を中核として、全教職員による児童生徒指導体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、必要な対策を主体的に推進する。

1 学校いじめ防止基本方針（法第13条）

各学校は、国のいじめの防止等のための基本的な方針、本方針を参考に、自校におけるいじめの防止等の対策について、基本的な方向性、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

(1) 策定意義

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、個々の教職員任せにせず、組織として一貫した対応となる。
- イ 学校いじめ防止基本方針において、いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことで、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの防止等につなげる。
- ウ いじめを受けている児童生徒を守り通すとともに、児童生徒の成長を支援する観点を学校いじめ防止基本方針に位置付けることにより、いじめを行った児童生徒への適切な指導や支援につなげる。

(2) 内容

学校いじめ防止基本方針は、教育委員会からの通知に基づき、次の各項目について定める。

- ア いじめの防止等に向けての基本理念（いじめの定義、いじめは絶対に許されないこと、いじめを受けている児童生徒を守り抜くことを含む。）
- イ 学校いじめ防止対策委員会の構成員、運営及び活動内容
- ウ 学校教育活動全体と連動しいじめの防止等の取組の年間計画（アンケートや面談等の取組、校内研修、教育相談に関すること等を含む。）
- エ いじめの未然防止、早期発見、事案の対処（早期対応及び重大事態が発生した場合の対応を含む。）の各段階における基本的な対応方針
- オ 学校いじめ防止基本方針の点検・見直しの手順等
- カ その他必要な事項

(3) 公表・周知

各学校は、策定した学校いじめ防止基本方針について、必ず学校のホームページで公表する。
併せて、入学時・各年度のはじめには、児童生徒、保護者、地域、関係機関に学校いじめ防止基本方針の内容を説明すること等により、周知を行う。

(4) PDCAサイクルの確立

ア 各学校は、PDCAサイクルに基づき、「学校いじめ防止基本方針」が実情に即して機能しているかについて、年1回以上点検し、必要に応じて改定等を行う。

イ 改定等に際しては、児童生徒の意見を取り入れる等、いじめの防止等に関し、児童生徒が主体的かつ積極的に参加できるよう留意する。同時に、策定後の学校の取組を円滑に進めていけるよう、改定等の段階においても保護者や地域、関係機関の参画に努める。

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の成果検証を行うために、学校評価の評価項目に、いじめの防止等の取組に関する項目を必ず位置付ける。

2 学校いじめ防止対策委員会（法第22条）

(1) 構成と運営の考え方

学校いじめ防止対策委員会の責任者は校長とし、構成員は、当該学校の管理職、児童支援専任教諭・生徒指導専任教諭、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等を基本に、各学校の実情に応じて最も実効的な体制となるよう選定するものとし、SC、SSW等の専門職を加える。

SC、SSW等が学校いじめ防止対策委員会の会議に参加できるよう工夫して運営するとともに、参加できない場合においても、いじめの認知の視点や、いじめを受けた児童生徒の回復状況の確認や支援についての助言を求める。また、個々のいじめの対処等に当たっては、関係の深い教職員を加えるなど、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な運営をする。

また、いじめ重大事態について、学校が主体となって調査を行う場合には、いじめ防止対策委員会に弁護士等の第三者が関与して、調査に当たるものとする。

(2) 会議の開催

学校いじめ防止対策委員会は、いじめの防止等について実効的な議論が行えるよう、既存の組織とは兼ねず、別に設置し、運営する。

会議は、月1回以上、定期的開催するとともに、いじめの疑いを把握し、速やかに対応する場合等は、出席可能な構成員のみで迅速・機動的に「臨時学校いじめ防止対策委員会」を開催し、適切に対応する。

学校いじめ防止対策委員会では、学校としての対応方針を組織的に決定するとともに、いじ

めの解消を含めたその後の対応状況の確認を行う。

また、校長の責任の下、学校いじめ防止対策委員会の結果について、会議録を作成・保管するとともに、毎月、教育委員会事務局にいじめ認知報告書により報告する。

(3) 主な役割

学校いじめ防止対策委員会は、学校いじめ防止基本方針や年間計画に基づき、いじめの防止等に係る様々な取組を実行するとともに、その検証を担う。

また、いじめの防止等に係る学校の窓口として、地域、保護者、関係機関等との連絡を担う。

第4章 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査（法第28条）

(1) 重大事態の定義

次のいずれかに該当する場合は、いじめの重大事態に当たる。

ア いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第1号）。

イ いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第2号）。

重大事態は、事実関係が確定した段階を重大事態と呼ぶのではなく、「いじめにより重大な被害が生じた疑い」、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」の段階を重大事態と言い、疑いを抱いた段階から対応を開始するものとする。

【重大事態に当たるとされた事例】

いじめ（いじめの疑いを含む。）により、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 心身に重大な被害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- いじめにより転学等を余儀なくされた場合

なお、イの「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、日数だけでなく、個々の児童生徒の状況等を十分把握して判断する。

そのため、学校は、欠席が30日に到達する前から、個別の教育支援計画の作成等を通じて児童生徒や保護者（以下「児童生徒等」という。）と共通理解を図るとともに、事実関係の確認（法第23条第2項に基づく学校いじめ防止対策委員会を中心とする聴き取りやアンケート調査など）を行い、教育委員会事務局への報告・相談を通じて、対応を協議するものとする。

(2) 児童生徒等から申立てを受けた場合の対応

児童生徒等から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（他の児童生徒からの行為が原因で一定期間欠席となっていること等を訴えるものを言い、「いじめ」又は「重大な被害」という言葉を使わない場合や、書面によらない場合を含む。）は、その時点で学校や教育委員会事務局が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえ

ない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

児童生徒等からの申立ては、学校や教育委員会事務局が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意しなければならない。

児童生徒等から申立てがあった場合、学校や教育委員会事務局は、児童生徒等と適切に情報共有を図り、状況の把握に役立てられるよう、書面又は聴き取りによる確認を主体的に行い、迅速な対応につなげる。

【申立てがあった際に確認する事項】

- ・ いじめの概要（発生時期や場所、関係する児童生徒、いじめの内容等）
- ・ いじめにより生じた疑いのある被害の概要（診断書の内容や、金品等の被害の内容等）
- ・ 調査内容に関する希望（聴き取りをしてほしい児童生徒等や、協力の可否等）

なお、児童生徒等は、学校のみならず、教育委員会事務局や関係機関を通じた申立てを行うことができるものとする。

(3) 重大事態の判断

重大事態に該当するかどうかの判断は、学校・教育委員会事務局がそれぞれの責任において行う。

ア 学校が判断する場合

- ・ 法第23条第2項に基づく調査や不登校児童生徒に係る個別の教育支援計画の作成などを通じて、「いじめにより重大な被害が生じた疑い」、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があると認識した場合
- ・ 児童生徒等から学校に申立てがあった場合

上記の場合において、学校は、学校いじめ防止対策委員会において組織としていじめ重大事態を判断するものとする。

イ 教育委員会事務局が判断する場合

- ・ 児童生徒等から教育委員会事務局又は関係機関を通じて申立てがあった場合
- ・ その他教育委員会事務局において「いじめにより重大な被害が生じた疑い」、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があると認識した場合（アの場合を除く。）

学校又は教育委員会事務局のいずれかが重大事態（「疑い」を含む。）を探知したら、速やかに対処方針を共有し、対応を協議するものとする。

児童生徒等からの申立て及びそれに基づく重大事態の判断の状況については、専門家の確認・助言を受ける仕組みを構築し、法に則った対応を徹底する。

(4) 重大事態の発生報告

上記(3)により重大事態に該当すると判断した時は、学校は、直ちに教育委員会に報告する。
報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告する。

(5) 調査の目的

法第28条の調査は、いじめを受けた児童生徒の尊厳を保持するため、いじめにより児童生徒が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処（いじめを受けた児童生徒への心のケアや必要な支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援等）及び同種の事態の再発防止策（学校の設置者及び学校が今後取り組むべき対応策）を講ずることを目的に行うものである。

また、法第28条第1項第2号の不登校に係る重大事態が発生し、現在もいじめを受けた児童生徒が欠席を余儀なくされている場合には、いじめを受けた児童生徒の学校復帰や学びの継続に向けた支援につなげることも調査の目的に含まれる。

学校及び教育委員会事務局は、事実にしっかりと向き合い、調査の終了を待たずに、いじめを受けた児童生徒の心のケアや学びの継続に向けた支援、同種の事態の再発防止に主体的に取り組むものとする。

なお、この調査が、民事・刑事・行政上の責任追及や、その他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではないことは言うまでもなく、この調査における調査結果が直接法律上の権利義務に影響を与えるものではない。

以上のことについて、学校関係者、教育委員会事務局の関係者、調査に携わる専門家・第三者、関係する児童生徒の保護者が共通認識をもって取り組めるよう、調査開始前からこれらの調査に関わる者の理解を得る取組を行うものとする。

(6) 調査主体及びその構成等

調査主体については、学校主体、教育委員会主体のいずれかとし、教育委員会において判断するものとする。

なお、上記の通り、法第28条第1項第2号の不登校に係る重大事態が発生し、現在もいじめを受けた児童生徒が欠席を余儀なくされている場合は、いじめを受けた児童生徒の学校復帰や学びの継続に向けた支援につなげることも調査の目的としていることから、原則として、学校主体で調査を行うこととする。

また、専門委員会は、自殺事案や学校主体調査による調査結果を踏まえた追加調査を担当するものとする。

また、それぞれの調査主体における構成等については、以下の通りとする。

ア 学校主体

各学校のいじめ防止対策委員会の職員（SC、SSW等の専門職を含む。）に、弁護士などの第三者が関与した調査組織とする。

イ 教育委員会主体

教育委員会は、重大事態に至る経緯や事案の特性等を踏まえ、学校主体での調査が困難な事案について、教育委員会事務局の弁護士、指導主事等の職員のほか、第三者が関与した調査の体制づくりを行い、実施するものとする。

専門委員会が調査に当たる場合、各調査に当たっては、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）が調査に当たることを徹底する。なお、専門委員会は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者で構成し、委員の選定に当たっては、各専門家団体に推薦を求める等、当該調査の公平性・中立性を図る。

(7) 調査の進め方

ア 学校主体

重大事態発生後、速やかに調査を開始し、概ね3か月以内に終わることを目指すものとする。ただし、当該事案固有の事情が認められる場合には、当該事情を踏まえた相当の期間内に終わるものとする。

この調査では、児童生徒及びその保護者並びに学校関係者への聴き取りや、学校及び教育委員会事務局で保有している記録書類の確認のうち、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向を踏まえ、その時点で実施可能な範囲の調査を行うことを基本とするが、具体的な調査内容については、当該事案固有の事情を踏まえ、決定する。

調査が終了した場合には、速やかにいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し調査結果を提示するものとし、いじめを受けた児童生徒及びその保護者が更に詳細な調査を希望する場合は、調査に関与した第三者の確認の下、追加調査を検討する。

イ 教育委員会主体

当該事案の内容に応じて、調査組織ごとに判断する。

なお、調査の期間は、概ね1年程度で終わることを目指すものとする。ただし、当該事案固有の事情が認められる場合には、当該事情を踏まえた相当の期間内に終わるものとする。

ウ 自殺又は自殺の疑いのある死亡事案の場合の留意事項

自殺の背景調査については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）に基づき実施する。基本調査の結果に基づき専門委員会に意見を求め、いじめが背景に疑われることが確認された事案については、速やかに重大事態として調査を行う。

(8) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会事務局は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会事務局は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

イ いじめを行った児童生徒及びその保護者への説明

学校又は教育委員会事務局は、いじめ重大事態調査の対象となり、当該調査の結果、いじめを行ったと認定された児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになったいじめの事実関係について説明する。

説明に際しては、学校又は教育委員会事務局は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

ウ 調査結果の報告

調査結果について、教育委員会に報告し、教育委員会は、市長に報告する。

いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

エ 調査結果の公表

調査結果の公表に際しては、個人情報保護関係法令を遵守する。また、「いじめ重大事態に関する調査結果の公表ガイドライン」に基づき、調査に関わった第三者の意見を踏まえ、当該事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して公表の方法等を判断するものとする。

なお、個別に公表を行わない事案についても、毎年、個別事案が特定できない形で集約し、報告書として取りまとめた上で可能な範囲で公表を行うことで、社会全体でいじめ問題に取り組むための資料とする。

(9) 調査結果を踏まえた対応

教育委員会は、学校及び教育委員会事務局における当該事案への対応において、法律や基本方針等に照らして、故意又は重大な過失が指摘される場合や、いじめへの加担等が疑われる場合には、改めて教育委員会事務局として教職員等への聴き取りを行い、事実確認をした上で、懲戒処分事由に該当する行為等が認められれば懲戒処分等を行うものとする。

いじめを行った児童生徒については、その保護者に協力を依頼し、その行為に至った背景等も十分に加味しながら、個別に指導や支援を行うものとする。この場合において、積極的に心理、福祉等の専門家の助言を受けるとともに、事案に応じて、区役所や児童相談所等、

関係機関と連携して対応を行う。事案の重大性を踏まえ、いじめを行った児童生徒にいじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、いじめを受けた児童等の安心を最優先に必要な措置を検討する。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

上記(8)ウの報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。再調査についても、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関については、条例により横浜市いじめ問題調査委員会を設置する。当該委員会は、市長が専門的な知識を有する第三者を任命するが、委員は弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者の推薦を各専門家団体に求める等、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、学校及び児童生徒に対し、必要な支援を行う。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を市会に報告する。内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

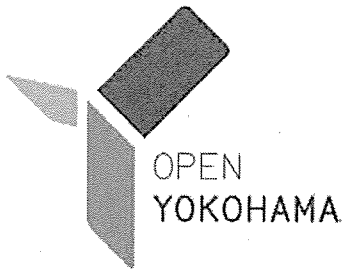
横浜市いじめ防止基本方針策定経過

策定年月 平成25年12月

一部改定 平成26年4月

一部改定 平成29年10月

次回改定 令和7年4月予定



横浜市いじめ防止基本方針

平成 25 年 12 月
(平成 29 年 10 月改定)

横浜市

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許される行為ではありません。

横浜市は、平成 25 年 12 月に、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下、「法」という。）第 12 条に則り、「横浜市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止等の取組を全市で進めてきました。

しかし、東日本大震災の被災地から横浜市の小学校に転入してきた児童への深刻ないじめが発生し、教育委員会や学校が適切な対応をとらないまま、いじめ重大事態の調査開始まで 1 年 7 か月もの期間が過ぎ、当該児童・保護者の苦痛を長引かせてしまいました。

このことを深く反省し、新たな決意でいじめ防止の取組を進めるため、「横浜市いじめ防止基本方針」を改定しました。

改定にあたっては、

- 1 「横浜市いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」

（平成 29 年 3 月 31 日）

- 2 国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定（平成 29 年 3 月 14 日）

- 3 市民意見募集（平成 29 年 6 月～7 月）で寄せられたご意見

を踏まえ、見直しを行いました。

改定によって、基本方針の記載内容はより詳しくになりましたが、基本的な理念や方針、施策の枠組みは変わっていません。

いじめの早期発見、事案対処には、「学校や教育委員会の組織的対応」、「関係機関の連携」が大変重要であり、未然防止の取組には、「保護者や地域の協力」が必要です。このことを改めて確認し、「いじめを絶対に許さない」意識を皆で共有し、市全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指します。

平成 29 年 10 月

目 次

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方・・・・・・・・・・ 1～4

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念
- 3 横浜市いじめ防止基本方針策定の目的
- 4 いじめ防止に向けた方針

第2章 いじめの防止等のために横浜市が実施する施策・・・・・・・・・・ 5～9

- 1 横浜市いじめ問題対策連絡協議会の設置
- 2 横浜市いじめ問題専門委員会の設置
- 3 教育委員会の取組
 - (1) いじめの防止・早期発見に関すること
 - (2) いじめの対応に関すること
 - ア いじめに対する措置
 - イ 学校の指導の在り方及び警察への通報・相談による対応
 - (3) 学校評価、学校運営改善の実施
 - ア 学校評価、教員評価の留意点
 - イ 学校運営改善の支援
- 4 市長部局の取組
- 5 いじめ防止対策の点検・見直し

第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策・・・・・・・・・・ 10～15

- 1 学校いじめ防止基本方針策定への考え方
 - (1) 策定意義
 - (2) 内容
 - (3) その他

2 学校の組織づくり

- (1) 未然防止
- (2) 早期発見・事案対処
- (3) 取組の検証

3 学校におけるいじめの防止等に関する取組の具体化

- (1) いじめの防止
- (2) 早期発見
- (3) いじめに対する措置
- (4) いじめの解消
- (5) 特に配慮が必要な児童生徒
- (6) 学校運営協議会等の活用

第4章 重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・16～20

1 重大事態の発生と調査

- (1) 重大事態の意味
- (2) 重大事態の判断
- (3) 重大事態の報告
- (4) 調査の趣旨及び調査主体
- (5) 調査を行うための組織
- (6) 事実関係を明確にするための調査の実施
- (7) その他留意事項
- (8) 調査結果の提供及び報告
 - ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供
 - イ いじめを行った児童生徒及びその保護者への説明
 - ウ 調査結果の報告

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

- (1) 再調査
- (2) 再調査を行う機関の設置
- (3) 再調査の結果を踏まえた措置等

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

法は、いじめを受けた児童生徒が「心身の苦痛を感じているもの」をいじめと定義し、いじめを見落とすことのないよう、いじめを受けた児童生徒の立場に立ち、いじめを広くとらえている。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かの判断は慎重に行う。いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合があることや、仮に軽微に見える事でも苦痛が累積する場合があることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

なお、いじめを受けた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わず指導することもある。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所

等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

- (1) いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- (2) いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (3) 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、行政機関、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- (4) 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

3 横浜市いじめ防止基本方針策定の目的

横浜市いじめ防止基本方針は、上記の基本理念の下、いじめの問題への対策を、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く社会全体で進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、横浜市全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

4 いじめ防止に向けた方針

子どものいじめを防止するために、社会全体がいじめの起きない風土づくりに努める。また、いじめを察知した場合は、適切に指導することが重要である。その実行のために、横浜市全体で子どもの健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要がある。

市として

- (1) いじめの防止に関する基本的な方針を定め、これに基づき、いじめの防止及び解決を図るための必要な施策を総合的に策定し、実施する。
- (2) いじめの防止及び早期発見、いじめを受けた子どもに対する適切な支援、いじめを行った者等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校・家庭・地域・関係機関等の連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。

- (3) 学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に、いじめを防止するための必要な措置を講じる。
- (4) 子どもが安心して豊かに生活できるよう、いじめ防止に向けて必要な啓発を行う。

学校として

- (1) あらゆる教育活動を通じ、誰もが安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導に当たる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップの下、組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人ひとりの状況の把握に努める。
- (6) 教職員一人ひとりがつらい思いをしている児童生徒の気持ちに寄り添い、その思いをしっかりと受け止める力の向上を図る。
- (7) 学校と保護者は児童生徒の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめの未然防止に向けた取組を、広く保護者や地域に発信し、連携・協力を図る。

保護者として

- (1) どの子どもも、いじめを行う側にもいじめを受ける側にもなり得ることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、学校の教職員や保護者等周囲の大人に相談するよう働きかける。
- (2) 子どものいじめを防止するために、学校や地域の人々など子どもを見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完し合いながら協働して取り組む。
- (3) 学校と保護者は児童生徒の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめを発見し、又はいじめの疑いがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関、その他の相談窓口等に連絡する。

子どもとして

- (1) 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- (2) 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、学校の教職員や保護者等周囲の大人に積極的に相談することなどに努める。

市民、事業者、関係機関

- (1) 市民及び市内で活動する事業者（以下「市民等」という。）は、横浜市の子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努める。
- (2) 子どもたちの成長、生活に関心を持ち、いじめの兆候等が感じられるときは、関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報を提供するとともに、連携していじめの防止に努める。
- (3) 市民等は、地域行事等で子どもが主体性を持って参加できるよう配慮する。
- (4) 子どもたちの健全育成に関わる諸機関は、その役割を認識し、子どもたちが健やかに成長することを願い、相互に連携して、いじめのない社会を目指す。

第2章 いじめの防止等のために横浜市が実施する施策

市は、横浜市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し推進する。また、これらに必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずる。

- 児童生徒の健全育成に関わる機関、諸団体等との連携強化
- 区役所や警察、児童相談所、療育センター等、関係機関と連携し、それぞれの権限や制度等を活用した解決や対応
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士など、専門家の積極的な活用を進め、各機関の専門職とチームアプローチを実施
- 教職員の資質の向上
- 保護者等を対象とした啓発活動
- インターネット上のいじめの監視及び防止に向けた調査研究並びに児童生徒等への啓発
- いじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための調査研究、検証及びその成果の公表
- いじめに係る相談制度又は救済制度等についての広報及び啓発活動
- 学校と家庭、地域が連携・協働して、いじめに対応する体制の構築
- 就学前のガイダンスや幼保小連携事業等の活用

なお、いじめに係る相談、情報提供を受けた者は、当該相談、情報提供等の際に取得した個人情報（横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）第2条第2項に規定する個人情報をいう。）の漏えいの防止、その他当該個人情報の適正な取扱いに十分留意しなければならない。

1 横浜市いじめ問題対策連絡協議会の設置

市は、法第14条第1項に基づき、いじめの防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、条例により、横浜市立学校、教育委員会事務局、横浜市が設置する児童相談所、横浜地方法務局、神奈川県警察、その他の関係者により構成される、「横浜市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）」を設置する。

2 横浜市いじめ問題専門委員会の設置

横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第14条第3項に基づき、連絡協議会との円滑な連携の下に、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うために、教育委員会の附属機関として、条例により、「横浜市いじめ問題専門委員会」を設置する。

当該 委員会は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験

を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。

3 教育委員会の取組

（1）いじめの防止・早期発見に関すること

ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

イ 児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に対する支援、児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進する。

ウ 児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめの防止に取り組むことへの理解及び協力を求めるため、12月を「いじめ防止啓発月間」とする。

エ いじめを早期に発見するため、児童生徒から SOS を引き出し、発信しやすくする仕組みや関係づくり、環境をつくる取組を進める。

オ 児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができるよう、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、弁護士等の専門家の派遣、関係機関との連携等の体制を整備し、利用を促す。また、スクールソーシャルワーカーが対応するいじめの申立窓口（「学校生活あんしんダイヤル」）を設置し、いじめ 110 番の電話相談等との連携を強化する。

申立窓口において、児童生徒や保護者からいじめに関する情報を聴取した際には、その情報を学校と共有していじめに対処できるよう、児童生徒・保護者の同意を得るよう努める。

なお、生命に危険が生じる恐れがある場合は、直ちに学校と情報を共有して対処する。

カ 区役所の「子ども・家庭支援相談」等、学校外の相談窓口を効果的に活用するとともに、保護者に対し、横浜市全体で子どもを守り育てていく体制があることを紹介する。

キ 児童生徒の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修を実施する。

ク 校長・副校長等の管理職、児童支援・生徒指導専任教諭等のほか、一般教員を含め、研修や説明会等で制度周知や事例検討を行い、法の確実な運用を行う。

ケ インターネット上のいじめに対しては、民間団体や事業主を含めた関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講ずる。また、児童生徒や保護者がインターネット上のいじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して資料等を配布するなど、必要な啓発活動を実施する。

(2) いじめの対応に関すること

ア いじめに対する措置

- (ア) 法第 23 条第 2 項の規定による学校からの報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。
- (イ) いじめを見逃すことなく、組織として情報を共有し、確実に判断・対応できるよう、専門スタッフの配置など、チームで対応できる体制を整備し、仕組みを構築する。
- (ウ) 組織的な判断・対応を確実に行えるよう、緊急度・重要度のある事案については、ケースカンファレンスで対応方針を決定するなどのルールを明確にする。また、実践を通した人材育成に取り組む。
- (エ) 学校教育事務所は、「保護者と学校の間での解決が困難となまっているときこそ、問題を抱える保護者の気持ちを受け止め、積極的に保護者や学校を支援する」という役割を徹底する。
- (オ) 緊急対応チームを配置し、いじめ重大事態が疑われる場合には早期に職員を学校に派遣するなど、教育委員会事務局全体で迅速に対応する。
- (カ) 学校だけでは解決が困難な事案に対し、早い段階で、学校が直接、弁護士のアドバイスを受けられる体制を整える。また、事案の内容によって、医師や心理、教育などの専門家を派遣し、学校を支援する。
- (キ) 区役所や児童相談所、療育センターなど関係機関との組織レベル、担当者レベルでの連携を進め、必要な場合には相談者の同意を得ながら、情報共有等を図る。

イ 学校の指導の在り方及び警察への通報・相談による対応

- (ア) いじめが起きた場合には、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめを行った児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて、発達段階に応じた適切な児童生徒指導を徹底し、継続的に指導及び支援する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組むよう指導・助言する。
- (イ) いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察への通報が必要なものもある。これらについては、学校での適切な指導・支援やいじめを受けた児童生徒の意向への配慮の下、警察と連携した対応を取ることが必要であることを学校に指導・助言する。

(3) 学校評価、学校運営改善の実施

ア 学校評価、教員評価の留意点

(ア) 学校評価においていじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、問題を隠さず、組織的な取組ができているかという視点から、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等を評価するよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。また、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。

(イ) 教員評価においていじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめの問題を抱え込まず速やかに情報共有を図り、組織的な取組に努めているかという視点で行うよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。また、教員の萎縮につながらないよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。

イ 学校運営改善の支援

(ア) 教職員が児童生徒と向き合い、保護者、地域、関係機関等との連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するとともに、事務機能の強化等、学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。

(イ) 保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会や学校と地域との懇談会等の活用により、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、連携・協働して解決する仕組みづくりを推進する。

4 市長部局の取組

市長部局は、教育委員会と連携して、横浜市人権施策基本指針及び横浜市いじめ防止基本方針等に基づき、いじめの防止、解決及び啓発に取り組む。

- (1) 区役所や児童相談所は、教育委員会との組織レベル、担当者レベルでの連携を進め、必要な場合には相談者の同意を得ながら、情報共有等を図る。
- (2) 区役所の「子ども・家庭支援相談」等の子育てや教育に関する相談窓口が複数あることなど、横浜市全体で子どもを守り育てていく体制があることを紹介する。
- (3) 区役所は、地域が行う地区懇談会等の場で、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで対応する仕組みづくりを教育委員会と連携して推進する。
- (4) 子どもの人格と人権を尊重する社会意識の醸成を図るため、いじめに関する啓発を推進する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校・教育委員会は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。

必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、法第13条の規定に基づいて学校いじめ防止基本方針を策定し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的・組織的に行うため、法第22条に基づき、当該学校の複数の教職員を中心に構成される、「学校いじめ防止対策委員会」を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、教職員の一致協力体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

1 学校いじめ防止基本方針策定への考え方

各学校は、国のいじめの防止等のための基本的な方針、横浜市いじめ防止基本方針を参酌し、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

(1) 策定意義

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- イ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの抑止につながる。
- ウ いじめを行った児童生徒への成長支援の観点を学校いじめ防止基本方針に位置付けることにより、いじめを行った児童生徒への支援につながる。

(2) 内容

学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）の在り方、教育相談体制の充実、児童生徒指導体制の確立、校内研修の充実などが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容等を盛り込む。

- ア いじめ防止等に向けての基本理念（いじめは絶対に許されないこと、いじめを受けている児童生徒を守り抜くことを含む。）
- イ 学校いじめ防止対策委員会の組織と運営、活動内容
- ウ 年間の学校教育活動全体を通じた体系的な取組の計画の策定
- エ 学校・地域の実情を踏まえた具体的な指導内容のプログラム（学校いじめ防止プログラム）の策定

オ 早期発見・事案対処を実施するためのマニュアル（アンケート調査、個人面談・保護者面談の実施やそれらの結果の検証及び組織的な対処方法など）

カ 校内研修計画

キ 学校いじめ防止基本方針のチェック（PDCAサイクル）

（３）その他

ア 学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、検討する段階からの保護者や地域住民、関係機関等の参画が、策定後の学校の取組を円滑に進めていく上で有効となる。

イ 児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校いじめ防止基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れる等、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう、留意する。

ウ 策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページなどで公表し、入学時・各年度のはじめには、児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

２ 学校の組織づくり

学校は、当該学校の管理職、児童支援専任教諭・生徒指導専任教諭に加え、学級担任や教科担任等の複数の教職員等によって構成される「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月１回以上、定期的に開催する。「学校いじめ防止対策委員会」は、「企画会議」や「児童指導部会」「生徒指導部会」等、既存の組織とは兼ねず、別に置く。校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家の参加を求めることもできる。

「学校いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を担う。具体的には、次に挙げる役割が想定される。

（１）未然防止

ア いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ 学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知する役割

（２）早期発見・事案対処

ア いじめの相談・通報の窓口としての役割

イ いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

ウ いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

エ いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

（３）取組の検証

ア 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

イ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む。）

３ 学校におけるいじめの防止等に関する取組の具体化

（１）いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、学校は、いじめの未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に向けて、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるよう支援する。

また、いじめの防止の観点から、豊かな心の育成のための、学校教育活動全体を通じた包括的な取組の方針や教育プログラム、例えば、人権教育や道徳教育の年間計画等に、年間を通じたいじめへの対応に係る教員の資質向上のための取組や子どもへの指導の計画等を具体的に盛り込む。加えて、「子どもの社会的スキル横浜プログラム（※）」を日々の授業や学校行事の場面で活用するなど、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

※「子どもの社会的スキル横浜プログラム」…暴力行為やいじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・対応のため、横浜市教育委員会が、平成 19 年に開発した教師用の指導ツール。子ども達がコミュニケーション能力や人間関係を築く力を身に着けるための「指導プログラム」と、教師が子どもの個々や集団の状況を把握するための「Y-P アセスメント」で構成されている。

(2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめやその兆候を隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。いじめの早期発見を徹底する観点から、例えば、チェックリストを作成、共有し、全教職員で実施する等、具体的に取り組む。

また、学校は、いじめ解決一斉キャンペーン、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、児童生徒からいじめの相談があったときは、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。教職員は、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを理解する。児童生徒がいじめを受けていても、アンケートで「いじめられている」旨の回答をしない場合があることに留意する。

さらに、インターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携し、学校ネットパトロール等から状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。また、学校は、情報モラル教育の推進による児童生徒の意識の向上及び保護者への啓発に努める必要がある。

(3) いじめに対する措置

いじめの疑いがあった段階で、情報共有と組織的対応、支援・指導が必要であり、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ防止対策委員会に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

学校いじめ防止対策委員会において情報共有を行った後は、管理職のリーダーシップの下、事実関係の確認や、ケースカンファレンスを行い、組織的に対応方針を決定する。いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すことが必要であり、合わせて、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。

いじめを行った児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行うことが必要である。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。

なお、「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合や、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、いじめを受けた児童生徒を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、いじめを受けた児童生徒の意向にも配慮した上で、警察と連携して対応していく。

(4) いじめの解消

いじめ事案が十分に対応されずに放置されたり、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、学校のみならず、学校教育事務所などにおいて継続的に状況確認を行う。教育的観点からいじめを受けた児童生徒・いじめを行った児童生徒の経過を追い、再発等の防止を図る。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、被害が重大な場合は、教育委員会又は学校いじめ防止対策委員会の判断により、長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた児童生徒・いじめを行った児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。校内の学校いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(5) 特に配慮が必要な児童生徒

いじめは、どの子どもにも起こり得る可能性があり、下記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

ア 発達障害を含む、障害のある児童生徒

イ 海外から帰国した児童生徒や外国籍の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒

ウ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒

エ 東日本大震災等により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

(6) 学校運営協議会等の活用

保護者や地域が学校運営に参画する「学校運営協議会」等や青少年の健全育成を目指す「中学校区学校・家庭・地域連携事業」、学校と地域との懇談会等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、連携・協働して解決する仕組みづくりを推進する。

第4章 重大事態への対処

※いじめ重大事態調査の手法等については、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、「不登校重大事態に係る調査の指針」及び「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」を参照

1 重大事態の発生と調査（法第28条）

（1）重大事態の意味

次のいずれかに該当する場合は、いじめの重大事態又は重大事態の疑いに当たる。

- ア いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第1号）。
- イ いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第2号）。
- ウ 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき（法第28条第1項附帯決議）。

「いじめにより」とは、法第28条第1項各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、アの「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

イの「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校・教育委員会事務局が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

（2）重大事態の判断

重大事態の調査は、事実関係が確定した段階で行うのではなく、「疑い」が生じた段階で

速やかに開始しなければならない。

重大事態に該当するか否かの判断は、学校、学校教育事務所又は人権教育・児童生徒課が行い、いずれかが重大事態（「疑い」を含む。）を探知したら、速やかに対処方針を共有する。

（３）重大事態の報告

上記（２）により重大事態（「疑い」を含む。）に該当すると判断した時は、学校は、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告する。

（４）調査の趣旨及び調査主体

法第 28 条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第 28 条第 3 項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導及び人的措置も含めた適切な支援を行う。

なお、従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第 28 条第 1 項の調査に並行して、市長による調査を実施することも想定し得る。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第 28 条第 1 項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図る（例えば、アンケートの収集などの初期的な調査を学校又は教育委員会が中心となってい、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる調査で実施する等が考えられる。）。

（５）調査を行うための組織

学校が調査主体となる場合は、原則として学校いじめ防止対策委員会に弁護士、心理士等の専門的知識を有する第三者を加え、調査を行う。

教育委員会が調査主体となる場合は、「横浜市いじめ問題専門委員会」を開催し、これが調査に当たる。

なお、「横浜市いじめ問題専門委員会」の委員選定にあたっては、各専門家団体に推薦を求める等、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

(6) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

(7) その他留意事項

法第 23 条第 2 項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、いまだその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第 28 条第 1 項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第 23 条第 2 項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第 23 条第 2 項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

事案の重大性を踏まえ、教育委員会・学校は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめを受けた児童生徒の就学校の指定の変更や区域外就学等、いじめを受けた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。

自殺の背景調査については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成 26 年 7 月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

(8) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

調査結果の公表に際しては、個人情報保護関係法令を遵守する。また、「公表に関するガイドライン」を策定し、これに基づき関係児童生徒・保護者や対外的公表の対応を行う。

イ いじめを行った児童生徒及びその保護者への説明

学校又は教育委員会は、いじめを行った児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになったいじめの事実関係について説明し、個別に指導する。

説明に際しては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

ウ 調査結果の報告

調査結果について、教育委員会に報告し、教育委員会は、市長に報告する。

いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

上記(8)ーウの報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査(以下「再調査」という。)を行う。再調査についても、教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関については、条例により横浜市いじめ問題調査委員会を設置する。当該委員会は、市長が専門的な知識を有する第三者を任命するが、委員は弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者の推薦を各専門家団体に求める等、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、指導主事や学校課題解決支援事業の専門家の派遣による重点的な支援、児童生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等の支援を行う。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を市会に報告する。内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

横浜市いじめ防止基本方針策定経過

策定年月 平成 25 年 12 月
一部改訂 平成 26 年 4 月
一部改定 平成 29 年 10 月

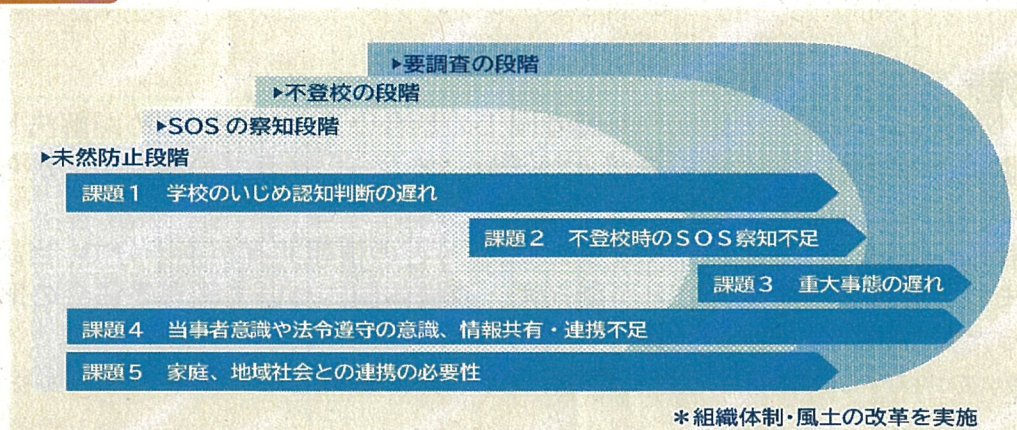
いじめ重大事態の調査結果と再発防止の取組について

いじめ問題専門委員会より、いじめ重大事態の調査結果（2事案）の答申がありました。

いじめ問題については、いじめの早期発見・早期対応や、家庭、地域社会との連携強化などを課題に、令和6年8月に再発防止策を策定し、取り組んでいるところです。

その中で、現在、取り組んでいるいじめの未然防止、早期発見、早期対応（不登校支援を含む。）の取組は、この度のいじめ重大事態にも共通するものであり、引き続き、これらの取組を徹底し、全ての児童生徒が安心して学べる環境づくりを進めます。

再発防止における課題



既に実施している取組一覧

未然防止	① 人権尊重を基盤とする教育の充実及び教職員の人権意識の向上
	② いじめ防止についての教職員向け研修による当事者意識、法理解・対応力の向上
	③ 「横浜こども会議」や「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の積極的な活用による子ども主体で取り組むいじめ防止の推進
	④ 「すぐーる」を活用した学校と家庭が連携した見守りの推進
	⑤ 「いじめ防止市民フォーラム」等による関係機関や地域と連携しいじめ防止の推進
	⑥ 特別の配慮が必要な児童生徒に対する全校的な支援体制の構築や全教職員対象の研修の実施
	⑦ 一人ひとりに応じた個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用
SOSの察知	⑧ チーム学年やチーム担任制等による組織的・効果的な学級経営の強化、働き方改革の推進
	⑨ 各校のいじめ防止対策委員会の運用の適正化（SC等の専門職を入れた運用）
	⑩ 1人1台端末を活用した学習ダッシュボード「横浜 St☆dy Navi」による心の健康観察と見守り強化
	⑪ SC、校内ハートフルの拡充によるいじめの認知精度の向上
	⑫ いじめの情報を一元化する「いじめ対応情報管理システム」の構築と活用
	⑬ 区こども家庭センターによる子どもと家庭への支援の実施
	⑭ 特別支援教室の充実に向けた特別支援教室実践推進校の拡充や「校内通級指導教室」のモデル実施
不登校	⑮ DXを活用した学校（教室）外での学びの推進
	⑯ 不登校の子どもを含めた地域の多様な居場所づくり支援

1 事案1 (w 小学校)

当該児童(令和2年度当時小学5年生)が同じスポーツクラブ※に所属する1学年上の児童から受けたいじめなどについて調査した事案(当時、体調を崩し、不登校となったが、現在は卒業し、中学進学)

※地域の児童を対象に学校施設を利用し実施。学校の教育活動ではなく、保護者等が監督、コーチを務め、指導・運営を担っていた。

(1) 認定されたいじめ ※①は1年生、②は3年生の時の事案

- ① 階段で関係児童Aと接触し、当該児童が突き落とされそうになったと恐怖を感じたこと。
- ② 下校時に関係児童B、Cが「ばあ」と言ってからかったこと。

(2) 調査結果を踏まえた問題点

- ・当該小学校は、児童間の謝罪や保護者同士の話し合いをもっていじめが解決したものと判断しており、事実確認等が不十分だったほか、スポーツクラブの活動中にからかわれた等の申出について、関係者と連携した対処ができなかった。
- ・通級指導教室※やSC(スクールカウンセラー)との情報共有が不十分で、当該児童が体調を崩すまで、連携体制を築くことができず、連携体制について教育委員会の助言も十分ではなかった。

※一般学級に在籍する障害のある児童生徒が障害に応じた特別な指導を受けられる場で、市内20校で実施

(3) 再発防止の取組

※取組一覧(P1)の該当番号を記載

- ・いじめの初動段階において、学校における組織的な認知と対応を徹底した上で、「いじめ対応情報管理システム」により学校内、学校・教育委員会間で対応状況を迅速に共有し、SC、医療機関等の専門的知見を交えながら、当該児童生徒に寄り添った支援を実施
→取組②、⑨、⑪、⑫
- ・保護者や地域の方が主体となった活動等に関連して発生したいじめに関する対策の一環として、いじめの理解や基本的な対応方法の資料を作成して関係団体に周知するとともに、事案に応じた学校との連携促進
→取組④、⑤
- ・更に、通級指導教室に通う児童生徒が多い学校において特別支援教室※を活用して通級指導を行うことができる「校内通級指導教室」のモデル実施を令和7年度から開始し、通級指導に通う児童生徒の組織的な支援や教職員の専門性の向上等の効果について検証を実施
→取組⑭

※特別支援教室は、児童生徒が在籍する学級(一般学級・個別支援学級)を離れて、学習するための校内のスペース

2 事案2 (x 中学校)

当該生徒（令和2年度当時中学3年生）が同級生らから受けたいじめについて調査した事案（当時、不登校になったが、現在は卒業し、大学進学）

(1) 認定されたいじめ ※①、②は2年生、③、④は3年生の時の事案。

- ① 関係生徒Aが理科の実験で、当該生徒の失敗をとがめるような発言をしたこと。
- ② 関係生徒Bが当該生徒の肩を後方から突然叩いたこと。
- ③ 関係生徒Cが当該生徒の下敷きを傷つけ、定規を水浸しにしたこと。
- ④ 関係生徒Dが当該生徒の教科書を無断で持ち出し、関係生徒Eとともに、当該生徒の机に落書き、机の全面にテープのりを貼る、ペットボトルで机を叩くなどしたこと。

(2) 調査結果を踏まえた問題点

- ・教職員による重層的、相互補完的な指導体制や、専門職を交えた支援体制が十分でない中、個々の教職員の障害特性への理解も不足しており、十分な合理的配慮がなされなかった等の不適切な対応があった。
- ・2年次に不登校が始まった段階において、ハートフルスペース※への入室に時間を要するなど、当該生徒の支援が不足していた。
- ・日常的なトラブル・問題を生徒相互の信頼関係で乗り越えられるよう、生徒自身による健全な学級づくりも必要であった。
- ・教育委員会も保護者に寄り添って信頼関係を築くことができなかった。

※不登校児童生徒に対する相談・指導等を行う通室型の施設

(3) 再発防止の取組

※取組一覧(P1)の該当番号を記載

- ・複数の教職員が見守る体制づくりを進めるとともに、SCの拡充（中学校週2日勤務等）によりチームでの支援体制を強化 →取組⑧、⑪
- ・全教職員が研修等により特別な支援・配慮が必要な児童生徒に対する理解を深め、個別の教育支援計画・指導計画の作成・活用を通じた組織的な取組を推進 →取組⑥、⑦
- ・子ども自身が大切にされていると感じられるよう、全教職員に対する人権意識向上のための研修等を徹底 →取組①
- ・登校に不安を抱える児童生徒を支援するため、校内の安心できる居場所づくり（校内ハートフル中学校全校実施、特別支援教室実践推進校の拡充）と、DXも活用した学びの保障を实践 →取組⑭、⑮、⑯
- ・子ども主体でいじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」社会を作るため、「横浜こども会議」の実施や、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の積極的な活用による子どもの社会的スキルの向上を通じて、相互に理解し合える集団づくりを推進 →取組③

当日配布された以下の資料は、「いじめ重大事態に関する調査結果及び児童生徒自殺事案基本調査の点検結果について」

(URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/ijime/20180228151232.html>)に掲載しています。

※公表ガイドライン（平成 29 年 12 月 15 日策定）に基づき、ホームページ上、
掲載期間は6か月となります。

【当日配布資料】

- ・いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる重大事態の調査結果について
（w 小学校）【公表版】
- ・いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる重大事態の調査結果について
（x 中学校）【公表版】